慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	十九世紀米国における電気事業規制の展開 (五・完)
Sub Title	The Development of Eleetric Utility Regulation in the United States of
	Amenca : 1882 - 1900 (5. End)
Author	藤原, 淳一郎(Fujiwara, Jun'ichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1986
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.59, No.8 (1986. 8) ,p.29- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19860828-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十九世紀米国における電気事業規制の展開 (五・完)

藤 原 淳 郎

第二節 道路使用 第四節 自治体営の電気事業	第一節 会社の設立 (4)他社株式保有問題・・…・・	第四章 十九世紀の電気事業規制 3ガス会社の電気事業兼営問題	(3)都市による料金規制	(2都市の事業規制の手法)	()都市の事業規制の根拠 第三節 料金等への規制	第二節 都市の事業規制 ①ニューヨーク州 ②その他の州	(3)州による料金規制 (6)電線地中化	② プランチャイズ料	①州の事業規制の根拠	第一節 州の事業規制 5)都市の道路管理権	第三章 事業規制の理論モデル (4)住民との道路使用をめぐる紛争	第二章 十九世紀の電気事業	第一第一月、言
	:					の州		以上五号	②電柱共架			争	――実定法・・・以上四号、

(1)フランチャイズの排他性の有無――判例

⑴十九世紀の公営電気事業

4)公営電気料金

(2)自治体営電気事業の許容性

①判例の検討 ②州法上の明文の授権

(3)自治体による電気施設買上げ

①州法上の規定 ②判例の検討

第五節 ガス・電気委員会――マサチューセッツ州 ①委員会の目的と性格

(3)委員会の活動例 ②委員会の組織と権能 … …… ………… 以上七号

①ガス会社の電気事業兼営申請事例

④供給命令 ②道路使用をめぐる紛争事例 ⑤新株及び社債発行認可 ③電燈電力料金

語 ・以上本号・完

第五章

* 凡 例

年号(本稿註では、後者を表記)の前年である。 csurt と superior court を地方裁判所と訳出した(伊藤正己 = 特殊な名称であるが、court of appeals を州最高裁、supreme 記号の下、同じく通し番号を付している。また、参照判例として のであるので、事件に対する委員会の決定の年は、 四〇二頁参照)。委員会年報は、前年分の事案を 収 録しているも 木下毅・新版アメリカ法入門一二四頁、田中英夫・英米法総論下 ガス会社に関する判例にはG― 記号、電信会社に関する判例に は、T―(記号を付している。なお、ニューヨーク州裁判所は、 委員会(マサチューセッツ州)の決定もしくは命令には、Cー 本稿において、判例には、通し番号を付している。カス・電気 委員会年報の

第五節 ガス・電気委員会――マサチューセッツ州 (承前)

(3)委員会の活動例

1 ガス灯会社の電灯事業兼営申請事例

知と聴聞ののちに、同委員会が、認可しうる may authorize」と規定されていた(L. 1887, Ch. 385, \$ 1)。 社が内部的に得ることのほか、「会社の書面による申請にもとづいて、ガス委員会〔のちの ガス・電気委員会〕の告 (本章第三節⑶④)。同法によると、手続的には、株主の三分の二以上の出席の下での三分の二以上の賛成を、 (1)一八八七年に、委員会の権限が、電気に拡大されたが、同年、ガス灯会社に電灯併営を認める州法が制定された。 ガス灯会

委員会は、

結論として、

右の八件全て、ガス灯会社の申請を認める決定を行っている。

右規定に従い、ガス灯会社から兼営の申請があれば、 日刊紙に公告して、ヒアリングを行っている。 関係の電灯会社、 ガス会社、自治体に告知 notice し、

十四日

異議が解消されてしまっているのである。 局のところ、八件のうち、七件までが、事前もしくは委員会での審理中に、ガス灯会社が電気設備を買上げる形で、 は買収の合意が成立し、他社とは、交渉中であるが、委員会の決定時には、交渉がまとまっていない事例が一件、 設備ならびにフランチャイズを買上げるという合意が成立した事例が三件、第三に、複数の電灯会社のうち、一社と 当初電灯会社が異議を唱え、委員会の審理手続が開始されてのちに、ガス灯会社と電灯会社との間に、 意成立時点が明記されていないが、おそらく異議を唱える者がいなかったと判読される事例が三件となっている。結 達しており、 ると、第一に、委員会に正式に申請を行う前に、予め既存の電灯会社との間に、前者が後者の設備を買上げる合意に 何ガス灯会社の申請が、どのように処理されたか、八八年年次報告と、八九年年次報告とを、試みにひもといてみ ガス灯会社の申請に、異議を唱える者がいなかった事例が一件、第二に、ガス灯会社の申請に対して、 前者が後者の 合

ける需要への十分な供給能力と意欲があること、ガス会社は、その事業の利潤を電灯事業につぎこむことが出来るのが電灯会社よりもより安価に more cheaply 供給しうるとする点にある。そのほか、既存電灯会社が、供給区域にお になるとか、新電々会社の兼業許容は、本業の利潤を兼業部門につぎこみ、当該兼業分野での「公正な競争」を阻害 は で、「不平等で且つ破滅的競争 unfair & ruinous competition」であることなどが、主張されている。 いわゆる電気事業なり電気通信事業の自然独占の緩和論に対する反論として、「よいとこどり cream-skimming」 ガス灯会社の電灯進出への反対の理由は、事案によりやや異なるが、共通しているのは、 我が国の現時点での議論と、 オーバー・ラップさせてみると、誠に興味深いものである。 これらの論 点 ガス会社

それでは、電灯会社側の批

電灯会社の設備買上げ問題が、現在進行形ということもあり、何ら応答していない。現在進行形の一件についても、 判点に、どう答えているかと言うと、先にも述べたように、八件中七件が、決定前に事実上解決済みで、残る一件も、 提案された合併 consolidation が、もし実行されるなら、公衆にとっても会社にとっても共通の利益と

信じる」旨、表明するのみである。ただ、次のニュートン市の事案では、やや注目すべき指摘を行っている。

C―〔1〕ニュートン・ガス灯会社兼業申請事例(※)

異議を唱えなかった。 可を条件に、電灯会社の設備を買上げた旨を表明した。申請に反対だった市民も異議を撤回し、ニュートン市法務官 solicitorも 反対。ところが、ヒアリングののち、再度ヒアリング開催の要請が〔申請会社から〕あり、その場で、申請会社は、 域 the same territory であり、両社とも、照明事業を順調に行っていた。ガス灯会社の電灯事業兼業申請が行われ、 【事案の概要】 ニュートン市では、ニュートン電灯電力会社と、ニュートン&ウォータータウンガス灯会社とが、 本件申請許

会社に双方の照明を供給することを許可することによって、最も良く確保されうる。」(傍点、筆者)。 恒久的利益 permanent interest は、人口の規模ならびに分布 size and distribution of the population を考えるときには、ガス おり、そのような競争の結果を興味をもって見守っているものである。しかし、ニュートンならびにウォータータウンの住民の 【決定要旨】「委員会は、少なくとも、二社の競争と二種類の照明の競争のさし当っての利点 temporary advantage

をカバーするためには、ガス灯会社に電灯事業を含めた独占を認める方が良いとの論理である。 すなわち、現存の競争関係が、非常にうまく機能していることを承認しつつも、面積が広大で人口密度も薄い地域 結局は、同法は、電灯とガス灯との競争促進にではなく、ガス灯会社による中小電灯会社の吸収という使われ方を

九四年版以降には、見られなくなっている。つまりは、八七年法が制定されて以降のガス会社の電灯事業への進出は、 八九○年以降の年次報告をみると、九三年版まで、ガス灯会社の兼業申請の個別例についての記述がみられるが、 したように、思われてくるのである。

九○年代前半で一段落したということなのであろうか

ては、人口ならびに消費者が限られているということ、ガス灯会社の資本 capital stock が大きく、料金を低くできい。 を、肯定するという傾向が、その後も続いている。その際、委員会が、当該供給区域での一社独占を認める論理とし 概して、ガス灯会社による電灯施設の買収もしくはガス灯会社と(既存の)電灯会社との合併によって、 その点は措くとして、右に述べた八八・八九両年度の傾向は、その後も続いたであろうか。 当該供給(予定)地域に、異議を唱えるものが無くなり、また、委員会も、ガス会社一社による電灯の兼営 供

的 K

事例である。逆に、大都市においては、どうであろうか。 臼ところが、委員会が、人口規模からみて、一社独占が正当としているのは、大体、一万人前後の人口の小都市の

る可能性のあることなどに、求めていると言えよう。

C − 〔2 〕 ウスターガス灯会社申請事例 (⑪) 【事案の概要】 ウスター市(人口八万五千人)において、八四年から、ウスター電灯会社が電灯事業を行ってきたが、ウスタ

1・ガス灯会社が、電灯事業の兼営を申請してきたものである。ガス灯会社と電灯会社との間に、電灯会社の全株式二千株をガ 便宜は、全く地域的状況によらねばならない」。 ンチャイズならびに負債を引継ぐことを内容とする合意が成立した。現時点の資本金は、ガス灯会社が五〇万ドル、電灯会社が ス灯会社が取得する代りに、電灯会社旧株主にガス灯会社の新株二千株を分配すること、ガス灯会社が電灯会社の全財産、 【決定】 ガス灯会社と電灯会社との合同 consolidation は、常には、もしくは必ずしも、 二〇万ドル、両社の負債額合計一〇万ドル、株価はほぼ等価(前者一六五、後者一四〇)である。 利益なことではない。「その〔合併の〕

前は、社会にもたらされる。しかし、仮に弱さをもたらせば、公衆は確かに、最善のサービスと最低の料金の確保の失敗によっ 通であることを見落としてはならない。もし合併が繁栄の手段と増大する強さを会社にもたらせば、この利益のいくらかの分け 「当委員会は、かつて当州の大きな市での合併の認可を求められたことはない。……会社の利益と消費者の利益とは、多くは共

て傷つけられる

もしも電灯事業を発展させるとすると、会社が、消費上の理由、需要が強く拒み得ないことにより、しぶしぶ行うものであろう。 このような事態は、ウスター市の規模と性格上、長期にわたり満足すべきものではない。 会社の目的が利潤 proft 追求にある以上、合併会社は、設備 投資のかかる電気よりも、ガス販売が、 当面の利益であろう。

ならば出来るのか、根拠のある理由を、見つけることは出来ない。申請は、棄却する。(傍点筆者)。

当委員会は、何故両社が、良い品質の電気を、低料金で、どこででも行われているように出来ないのか、

あるいは、

うか等を個別に審査して、決め手にしたものであろう。いずれにしても、委員会が、ガス灯と電灯事業の両者を、 良いのか、数社の競争が働きうるかどうかを、市場規模と、現実の電灯会社とガス灯会社の競争が機能しているかど とであり、 必ずしも説得力あるものではない。何故なら、合併が、消費者に利益に働くかどうかは、結果を見なければ分らぬこ 委員会は、右のC―〔2〕事件で、ガス灯会社と電灯会社との合併を認めなかったが、そこでとられている論理は、 大都市の場合にだけ、不利に働くということでもないからである。むしろ、実質的には、一社独占体制が

3 ANNUAL REPORT OF THE BOARD OF GAS COMMISSIONERS (Mass.) 68 (1888).

社独占で行うことを常に肯定したものでなく、個別判断を行ったものであることは、ここに明らかとなった。

- 299 Beverly Case, 4 id. 76 (1889)
- 301 300 Lawrence Case, 3 id. 69; Chelsea Case, 4 id. 72; Newton Case, Id. 77.
- New Bedfield Case, 4 id. 73.
- 302 Clinton, Westfield and Brookline Cases, 3 ă 69
- 303 Lawrence Case, 3 id.
- 304 Chelsea Case, 4, id. 72-73
- New Bedford Case, 4 id. 75.
- 藤原・前掲(註4)の文献参照

- 307 4 ANNUAL REPORT, supra note 298, at 77.
- 308 Amherst Case, 5 id. 84 at 85 (1890)
- 309 Wakefield Case, 5 id. 90 at 92.

Worcester Case, 6 id. 12 (1891)

2 道路使用をめぐる紛争事例

最終的なものとする (shall be final)」と規定されていた (L. 1887, Ch. 382, Sec. 5)。 同委員会は、利害関係のある全ての人間への適正な告知と聴聞を与えるものとし、その件についての委員会の決定は、 たいかなる会社もしくは個人も、右決定の通知から三〇日以内に、〔ガス及び電気〕委員会に請願することが 出 来, びに市会議員 aldermen、もしくは町の行政委員 selectmen の、本法三条による決定 decison により権利を侵害され ののち、 会設置の法律の中に、競争制限的条文を設け、既存の事業者の存する区域への新規参入には、告知と公開による聴聞 (イマサチュ 市長ならびに市会議員もしくは町行政委員の同意を要した(L. 1887, Ch. 382, Sec. 3)。そして、「市の市長なら ーセッツ州では、 先の判例 (本章第二節(1の〔11〕事件、 第五節(1)の〔70〕事件)にもあったように、 委 員

当該区域の競争か独占かに、重大な決定権を有していたということになる。 に道路使用が認められたとき、既存会社によって、委員会に、請願が提起されることとなった。つまりは、委員会が したがって、新規参入を希望する者が、道路使用を拒否されたとき、新規参入希望者によって、また、新規参入者

3 ボストン電灯会社対ペリー事例(部)

四委員会年次報告(一八八八一九一)から、

主要な事例を検討してみよう。

たのに対し、ボストン電灯会社が、 【事案の概要】 ボストン市議会が、八八年七月、 異議を申し出たものである。被申立人ペリーは、 A・W・ペリーに、 サマ 1 ・ストリートを横切る十本の電灯線の敷設を認め 自家発電設備を購入し、店子に二〇〇灯分

供給し、残り五〇〇灯分の電気を、一般に販売する計画である。

でエジソン照明会社と共に、電気を供給している(仮に料金が高過ぎるとの異議があれば、委員会による引下げも行われうる)。 【決定要旨】 申立会社は、州法による負担と制限——すなわち、供給義務、 合理的価格での供給 ―を負って、 ボストン市内

他方、被申立人は、単に自家発の余剰を、売却しようとするにとどまる。

チャイズは、個人に対してではなく、会社のような継続的団体に与えられるべきである。さもなくば、極く短期且つ特定期間内 に限ってのみ、認められるべきである。しかし、現行法上、個人使用 private use のため以外は、期間や条件を付し得ない。 自家発は、公道を横切る電線さえ張らねば、市の許可なく、周囲の建物に供給出来る。しかし、本件のような〔道路〕フラン 申立会社の異議は認められ、被申立人への市議会のオーダーは、取消す。(なお、立法者に対し、期限や条件付のオーダーを、

C―〔4〕 クリントンガス灯会社対マーチャンツ電気会社事例(記)

市が発しうるような法改正を勧告する)(八九年一月二日)。

町行政委員に電柱設置許可を申請し、同年一○月一四日、許可が下ろされた。ところが同町行政委員は、三日後の同月一七日に、 申立会社が、被申立会社への道路使用許可に、異議を申立てたものである。 同年九月設立の被申立会社マーチャンツ電気との間に、街路灯契約を締結し、道路使用は、一○月一日に、被申立会社に与えた。 【事案の概要】 申立会社クリントンガス灯会社は、既に電灯事業兼営を委員会から認められている。申立会社は、八九年五月、

ぐ十分且正当な理由はない。申立を認め、市行政委員の行為を取消す。 ならびに町の全ての合理的要求に合致するようになっている。同町人口は一万人で、別々の電灯会社の電柱・電線で道路をふさ 【決定要旨】 同町住民の指摘のように、申立会社が、従来電灯事業に関して「のろい slow」のは事実であるが、今や、

C--[5] カントン電気対ブルー・ヒル電気事例 (部)

電気会社(同年七月)、被申立会社ブルー・ヒル電気会社(同年八月)が、相次いで設立された。同町行政委員は、八九年七月、 【事案の概要】 カントン町に電灯を供給するために、州一般法下、ネポンセット電気会社(八九年三月)、申立 会 社カントン

法の要求する告知・聴聞を経ていない旨、主張した。 立会社等への告知と聴聞を経て、被申立人にも、道路使用を認めた。 申立会社に道路使用を認めた(このとき、ネポンセット社への告知や聴聞は、行われていない)。 申立会社は、被申立会社への道路使用許可に異議を申立て 次いで、 同町行政委員は、

ならす、全当事者に公正さと正義とを確保するであろうことから」公開による聴聞を経由しなかったことをもって、町行政委員 係ある)一社のみの聴聞と誤解される点において、通常の公告 official notice の形をとっていない。「法 令 上の要請であるのみ 当町の最善の利益のために万事が満足をもって決定されるよう期待される」と記されているのみで、あやふやな期日、(直 接 関 要求する立法者は、 次の水曜日夕方、 同日都合がつかぬ旨、書面で回答していたことからして、右のことによる権利侵害は存在しない。「公開 被申立会社への許可手続における「告知」において、申立会社に対し、聴聞の時刻が記載されていなかった点は、 郵送か、または地元紙の公告により、公知されることを意図している。ところが、本件 聴 聞の記事は、「市 電灯事業問題に直接関係のある人への公開聴聞を、彼の部屋で行うことを認めた。

C─[6] ロクスパーグ電灯会社事例(限)

ラッシュ以下三社を、ボストン電灯会社(メイン州)が買収し、本件の時点では、ボストン電灯、 た。そこで、申立会社が、異議を申立てたものである。なお、ボストン市内には、かつてシチズンズ電灯、 ンガス灯会社の、三社が、電灯事業を経営し、シチズンズ電灯は、ボストン電灯にその財産をリースしているという。 シュ電灯、 【事案の概要】 ニューイングランドウェストン電灯(いずれも州内会社)とマーチャンツ電灯(他州会社)の五社があったが、 申立会社ロクスバーグ電灯会社の道路使用申請に対して、ボストン市市会議員は、 エジソン電灯、チャールスト 申請棄却のオーダーを発し エジソン電灯、ブラ

競争によって得られるべきいかなる公衆の利益にもとづく主張も、表明していない」。 ボストン市における電灯 会 社の歴史から 【決定要旨】 発電施設増設により、 新規参入会社がそれ自体長く存続することを信じさせない。すなわち、 ボストン市ロクスバーグ地区は、最近白熱灯需要が急増しているが、ボストン電灯会社は、同地区に電線も保有 これに対応しうる。 申請会社よりも規模も大であり、より低価格で電気を供給しうる。「申 一時期競争が行われ、次いで台併もしくは吸収な

のてある

八八八年二月、当州法下の会社として、再組織化されており、当州の他社と同じ権利を享受しうるのである よってではなく、当州 domestic 会社によって行われるべきである」と述べたが、この見解に従って、ボストン電灯会社は、 申請人は、ボストン電灯が、当州の会社でない旨、批判する。確かに、一八八八年年報で「当州内の電灯事業は、 他州会社に

よって、申請会社の申立てを棄却する。

C-[7] デッドハム&ハイドパーク・ガス&電灯会社対デッドハム電灯会社事例(電)

年間の(街路等の)電灯契約を経び、彼申立会社にのみ、道路使用を許可した。そこで、申立会社が、彼申立会社への道路使用 申立会社は、八九年になって、初めて道路使用を申請した。同町は、両社申請を一たび却下したのち、 られ、改称したものである。被申立会社デッドハム電灯会社は、八八年設立と共に、デッドハム町に、 許可に異議を申立てたものである。 【事案の概要】 申立会社デッドハム&ハイドパーク・ガス電灯会社は、当初ガス会社であったが、八六年に、電灯兼営が認め 被申立会社との間に、十 道路使用を申請したが、

【決定要旨】 申請会社が、三年間もの長期にわたり、電灯事業を行おうとしなかったことからしても、 町の行政委員の決定は

正当である。

C―[8] ミドルバーロウ電灯電力会社対ミドルバーロウ・ガス電気会社事例(等)

社への許可を争ったものである のため設立され、同町行政委員から、同年四月に、申立会社と同様の、道路使用の許可を得た。そこで、申立会社が、被申立会 委員から、道路使用の許可を得た。被申立会社ミドルバーロウ・ガス電気会社は、同年一月二一日、ガスならびに電灯電力事業 【事案の概要】 申立会社ミドルバーロウ電灯電力会社は、八九年一月一日付で設立され、一月一二日、ミドルバーロウ町行政

与えうるかどうかを考えるに、同町においては、発電施設は一つで十分であって、二社は、長くは存続しえない。 この規模では、〔ガス灯電灯合わせ〕一社で行うのが望ましいが、このことは当委員会の権限外である。 であるのみならず、正しく、一社は電気事業を、他社はガス事業をなすべきである」。消費者にとっては、 【決定要旨】 既に申立会社に〔道路〕フランチャイズないし許可が与えられているときに、重ねて第二の許可を被申立会社に 全ての照明事業は、 「論理的結論

申立会社の異議を認め、町行政委員の被申立会社への許可を取消す。

C―〔9〕シチズンズ・ガス灯会社事例(部)

に反対を表明した。 右申立についてのヒアリングで、ウエイクフィールド電灯電力会社と、ピープルズ電灯電力会社ならびに二人の市民が、右申立 が、同町行政委員は、右申請に対し「電気事業の遂行のための電柱ならびに電線の当町の道路での敷設のための同社の申請を認 めることを断わる」旨の議決 Vote を行った。そこで、申立会社が、右の行政委員の拒否に対して、異議を申立てたものである ルドにおける電灯事業兼営を委員会から認められたのち、ウエイクフィールド町行政委員に、道路使用許可を申請した。ところ 【事案の概要】 リーディング・サウスリィーディング&ストンハム・シチズンズガス灯会社(申立会社)は、 ウエイクフィ

く変っていない)、新規参入者たる申立会社からの道路使用許可申請の事案である。したがって、右申請を却下するこ と は、許 った時点で〕本件申立会社たるガス会社に電灯事業の権限を与えたと同じ理由によって、行政委員の決定は、取消されることに 当委員会が、〔電灯会社二社、ガス会社一社が同町で名乗りを上げ、三社のうちいすれにも道路使用 許 可が与えられていなか 【決定要旨】 本件は、申立会社の電灯兼営申請の事案ではなくて(このことは既に委員会が承認済みで、且つ事実関係は大き

C−−〔10〕 ノースアムトン電灯会社対ホークス事例 (部)

なる。道路使用の同意は、したがって、ガス会社に与えられる。

ある。 八・五ドルで応札し、市は、被申立人と契約した。被申立人は、右契約により、道路使用許可を得られるものとみて、 市は、九一年に、九〇ないし一一〇のアーク灯(街路灯)五年契約を提示し、申立会社は一灯七〇ドル、被 申 立 人 は、 血入札したものである。市長ならびに市会議員は、被申立人に道路使用許可を与えたため、申立会社が、異議を申立てたもので

【事案の概要】 申立会社ノース・アムトン電灯会社は、ノースアムトン市(人口一万五千人)において電灯事業を営んできた

【決定要旨】

申立会社は、

同市の街路灯のための十分な設備能力を有している(他方彼申立会社は、

新規に水力発電を行う計

の許可を取消す。

争会社の設備を買収している。市は、目先的に五年間五ないし六千ドルを節約しようとしているが、「当該期間の不 必 要な二重 画である)。同市の電気事業の歴史をみると、約五年前、二社が鋭く競争し、低料金で利潤なく、結局は申立会社の株 主 が、

施設と利益なき競争をもたらす浪費と損失」と比べると、〔右の節約は〕大事なことではない。 当委員会は、現時点で別の発電施設を建設すべき正当な理由を見出しえない。よって異議をみとめ、彼申立人に対する市長等

C―[11] ウスター電灯会社異議申立事例 (図)

三名により、クインスィガモント電力電灯会社が組織され、市の中心部から東へ二マイル(約三・二キロ)離れたクインスィガ 申立会社が、右許可に異議を唱えたのが、本件である。 モント湖 Lake Quinsigamond の岸辺に発電施設を設置し、そこから市の中心へ供給する計画で、市から道路使用の許可を得た。 【事案の概要】 申立会社ウスター電灯会社は、ウスターで電灯事業を営んでいた(本稿C-〔2〕参照)。九二年、 同市在住の

【決定要旨】 道路に設置される電線は、公衆の需要への供給に必要とされる最小限にとどまるべきだというのが、一般公共の

要請である

されたという例がある。再びこのことを繰り返すべきであろうか。 結果的には、電力施設を営業権込みで二万ドルの価格で、一社が買取り、この高い引取価格のために、その後高料金を余儀なく し、湖の周辺は、夏場三ケ月間の需要にとどまる。同市は、過去に二社(うち一社は小資本で且つ新規参入であった)が競争し、 る意見を表明し、能力を示しているし、その料金やサービスへの批判もない。新会社の計画では、市内への送電費用が大である 新会社が、申立会社よりもより安価でより良い品質の電気を供給できるとの主張はみられない。申立会社は、十分需要に答え

一の目的である 当委員会は、最善のサービスを最低で合理的価格で the best service at the lowest reasonable price 確保するのが任務であり

異議を認め、新会社への許可を取消すよう命じる。れるのであり、独占は〔委員会の諸権限により〕条件付で制限されたものであるということを、思い起こすべきである。 本件異議が現存の会社の独占を確保するためのものと見えるとするならば、 独占は、 公益に最も奉仕する限りにおいて維持さ

C---[12] ボストン・エジソン電灯会社対ドゥデル事例(※)

ジソン電灯会社が、異議を申立てたものである。 給するため、ボストン市(市議会事務局)から、道路使用の許可を得た。これに対し、この周辺を供給区域とするボストン・エ 【事案の概要】 ドゥデルらは、ビル借主であるが、自家発装置を有し、 余剰の熱と電気とを、ローセンス所有の他

の多角化によってもたらされるであろう消費者の〔新規事業者への〕移動は、全社会 whole community に必然的に電灯コスト 般〔電力〕会社を維持する各消費者の負担は増大する。すなわち、本件被申立人〔ドゥデルら〕によって行われるような事業 【決定要旨】「もし独立施設 isolated plants が、限られた区域を超えて公的フランチャイズで営業することを許されるならば、

ようなことは存在しない。 し、このことは、申立会社の不十分なサービス、非合理な料金といったときに、問題になりうるものであるが、本件では、 「社会の利益が要求するならば、電灯会社の競争は、市の投票で認められ、当委員会の異議 〔手続〕ののち確定される」。 その しか

をつけ加えるものである」(本稿C—[3]事件参照)。

申立会社の異議を認め、市会議員局の〔道路許可〕オーダーは、取消される。

電力との間のもの(ヒー-[10])、電気事来の兼営を認められたガス灯会社と、電気会社との間のもの(ヒー-[4][7][8] 発ないし独立電源 ○以上の代表的な一○件をみてみると、紛争当事者として、電灯会社と独立設備 isolated plant ――いわゆる自家 ——との間のもの(C-[3] [12])、電力会社間のもの(C-[5] [6] [11])、電力会社と個人 経 営

―〔6〕〔9〕)、電気事業の兼営許可を得ながら、放置していたため、結果的には、新規参入者となってしまったガス会 道路使用許可を争うもの(ヒー「4」 「5」 [8] 「1) 「1])、逆に、新規参入者が、道路使用の拒否 処 分を争うもの(ヒ

〔9〕)に分類出来る。そして、紛争の形態としては、先に当該地域で営業を行っていた会社が、後 発 新規参入者への

許可を、 道路使用の拒否処分を争うもの(Cー〔7〕)、電力会社が、自家発余剰電力の第三者への供給のための道路使用 争うもの (C-[3][12])と分類出来る。さらに、委員会の決定は、 結論として、 新 規 参入を認めないもの

本来ガス灯会社が兼営すべきであるとして、ガス灯会社の(新規)参入を認めるもの(C―〔9〕)と分類出来る。 (C―[3] [4] [6] [7] [8] [1] [11] [12])、手続規定違背により、新規参入肯定決定の取消を命じるもの(C―[5])、

からみて、一社で十分であり、二社の成立する余地のないこと(C-[4][8])、第二に、当該市町における電気事業 うるということ (C−[6] [1]) 等である。 いない(ヒー「6」〔11〕)一方で、既存電灯会社の料金、サービスに、何の問題もなく、また、新規需要に、十分答え 〔10〕〔11〕〕、第三に、新規参入者が、既存会社よりも、より低 料 金で、より良質の電気を供給しうる旨を立証し得て のちの料金に悪い影響を与えるということも出ていることから、電気事業の競争を評価できないということ (C-[6] 収するとか、あるいは合併するかに終わっており、はなはだしい場合には、買取り価格が高価格であったがために、 の競争の歴史をみてみると、価格競争から利益なき競争に至り、結局のところは、より大きな会社が小さな会社を吸 いということである。委員会が、新規参入を認めない理由として挙げているところをみると、第一に、人口等の規模 臼全般的な傾向として指摘できることは、たとえ市や町が、新規参入を認めても、委員会は新規参入を認めていな

者として、保護されないのは当然であろう(C-[7])が、あとの事案(C-[8])は、先の、兼営 許可をたてにとっ いとする例もある(C-〔7〕〔8〕)。このうち、「三年間」も道路使用申 請をしなかったものは、「権 利の上に しまった以上、「新規参入者」としての扱いを受け、一社独占を前提とする限り、ガス会社の兼営は、事実上 出 来な 員会として、前の(兼業許可)決定に固執する形の決定がある。その反面、電灯会社に道路使用 許 可で先を越されて において、事実関係が変っていないのだからとして、強引にガス灯会社に営業させようとし(C-[9])、言わば、委 紙の状態であり、委員会の(独占的)兼業許可を得ながら、道路使用許可については、電灯 会 社に先をこされた事業 十分な能力があるとか(C--[4])、右の兼営審査のときは、町は道路許可を電灯会社にも認めていなくて、言わば白 はやや特異なのは、電灯事業の兼営を認められたガス灯会社の取り扱い方であり、事業の進展速度は遅いが、

先着後着を問わずガス灯会社に行わしめるとの例(C-[9])との整合性は、つきにくいのではなかろうか。(🔡)

が電灯会社の方を途中で選び直せば、電灯会社として右需要に答える義務があり、不安定な要素を増大させられると 灯会社の残りの需要家増の構成に、ひずみを与えること、第二に、 なっていないが、筆者なりに理解するところでは、第一に、電灯会社にとっての良き顧客を奪われることにより、 対してであれ、 定を取消した例(C-[5])は、手続を公正に行うことにより、 (水なお、 △委員会決定のなかで、 現時点で我々の注目を引くのは、電力会社と自家発との関係である。自家発余剰を、いくら特定の建物 供給することは、 市もしくは町による行政手続上の瑕疵 電力会社の全体のコスト引上げという結果を招くとする。必ずしも明確な説明には 利害調整が正しく行われるとの論理である。 ---、告知、聴聞 仮に当該自家発が撤退すれば、 ―によって、市もしくは町の あるいはテナント 電

か、 他州設立であったのを ッツ州下で設立された会社にしか、道路フランチャイズを与ええないとしている(なお、C-[6]のボストン電灯(3) 力熱供給会社)自体が他州(メイン州)企業であったため、新 規 参入を認めないという論法のみで片付く事案では の道路使用許可が与えられてよいのかどうかという点が、争点となった事例がある。 分最後に、 委員会は、 細かい点だが、他州設立の会社にも、 電信・電話に関する州最高裁判例 マサチューセッツ州法下設立に組織替えしている)。 (但し判決日時や事件名不明) を援用して、 マサチューセッツ州法下の設立の会社と同様に、 新規参入者(ロックポート電灯電 自治体は、 電灯事業の サチュー ある ため

いったことを、指しているのではないだろうか

- 311 Electric Light Co. .⊲ Þ W. Perry, 4 ANNUAL REPORT, supra note 298, at
- 313 312 Clinton Gas Light Co. v. Merchants Electric Co., 5 id. 93 Canton Electric Co. v. Blue Hill Electric Co., 5 id. (1890)
- Roxburg Electric Light Co. Case, 5 id. 98.
- Dedham & Hyde Park Gas & Electric Light Co. v. Dedham Electric Light Co. υ

- 316 Middleborough Electric Light & Power Co. v. Middleborough Gas & Electric Co., 5 įd.
- 317 Citizen's Light Co. of Reading, South Reading & Stoneham Case, 6 id. 20 (1891).
- (≋) Wakefield Case, 5 id. 90, at 92.
- (宗) Northamton Electric Lighting Co. v. Hawks, 6 id. 18 (1892)
- (Si) Appeal of the Worcester Electric Light Co., 9 id. 20 (1894).
- ると思われる。 ウスター・ケースを自ら引用している。本件ガス灯会社が、最近料金値下げを行っていることも、心証形成に影響を与えてい 得たのに対して、以前から全市域を供給区域としていたチェルシー・ガス灯会社の異議を、委員会は認めている。委員会は、 で電灯供給を行っていたチャンプリン・パブソン電気会社が、全市域に供給区域を拡大するため、市から地中電線埋設許可を Chelsea Gas Light Co. Appeal, 10 id. 6 (1895) も、ほぼ同様の論理である。すなわち、チェルシー市で、極く一部地域
- (꾋) Boston Appeal, 10 id. 14.
- るのかは、若干、問題の余地がないでもない。 但し、C-[9] 事件が、「却下決定」が不当であるとのみ言っているのか、 「認容決定」でなければならないと言ってい
- 3) Rockport Appeal, 11 ANNUAL REPORT, supra note 298, at 8 (1896).

③ 電灯電力料金

下げもしくは品質改善命令を発しうる (L. 1887, Ch. 382, Sec. 2)。 们先に⑵③で述べたように、市長・町行政委員もしくは(二○名以上の) 消費者の申立てにより、委員会は、

料金については、九四年版に一件記されているものの、電灯の品質改善と料金引下げ申請は、次のC―〔13〕事例が、 何委員会年次報告からみると、ガス料金ならびにガスの品質をめぐる事例の方が、より多く収録されている。 電灯

最初のものである。

C─〔13〕マルデン電気会社事例

案である。 【事案の概要】 マルデン電気会社のメルローズ Melrose の消費者からの、電灯料金の品質 改 善ならびに料金引下げ申請の事

を定立するだろうということは、理解される。 定〕基準も〔確立されてい〕ないので、困難である。このようなケースの常として、 証拠を示さないが、しかし、委員会が〔職権で〕会社の財政上ならびに物理的状態、歴史を徹底的に調査し、衡平さを示す料金 【決定要旨】 本件は電灯料金ならびに電気の品質に関する最初の訴願であり、 信頼出来る適切なデータも、 申請人は、どの料金が公平なのか、殆んど 承認された〔判

である。 て営業されたが、同年一二月、建設会社は、電気会社に売却され、本件申請時に至っている。 且つ同年二月二一日マサチューセッツ州法下で設立のマルデン電気会社(本件申請の向けられている会社)と実質同一会社とし 同社は、 一八八六年、メイン州でマルデン電灯会社が組織され、八八年二月一五日設立のマルデン建設会社の発起人により、 街路灯供給と、一般供給を行っているが、本件は、後者の、営業白熱灯 commercial incandescent light に関するもの 同社は、経済的に経営されている。

ている。委員会は、実際的な最低のメーター料金の確立に努力はしたけれども、委員会の承認しうるいかなる契約料金も、 直ちに修理するということなので、この点については、委員会命令は必要には見えない。 次に、商用白熱灯料金は、契約料金制と、メーター式の、両システムが併存しており、申請人は、 品質の点は、ランプに必要とされる正常な量の電気が配電されていない地点があったということに、 両者の料金引下げを要求し 同社は初耳であったのと、

契約料金がメーター料金より割高なら、消費者はメーター料金採用により救済される。 者には有利とはならない。仮にメーター料金より契約料金が低ければ、右〔契約〕料金は不平等で、 一般の利益に反する。 費

同社は減価償却を行っていないが、「電気エネルギーの製造ならびに送配電の公正な費用には、管理費、 施設・設備の減価償却費目が付け加えられなければならない」。 租税ならびに諸 雜

街灯として供給される料金の三倍であり、 同品質のエネルギーは、 右の点を言うものではないが、もし委員会の権限内であれば、望ましくなく得策でもないだろう。 街灯のアーク灯であれ、 後者は利潤を得ていない。既に町と同社との契約はなされてしまっており、 住宅の白熱灯であれ、 同じコストである。 メーターによる商用電灯は、 本件申請

本件申請は、 メルローズの消費者からで、同町の料金に関するものだが、同社の全供給区域に適用されうる料金決定が必要な

ように思える。 当委員会は、七月一日以降、請求日の二五日迄に支払われる同社の電灯の正味価格を、一キロワット時二〇セント(一時間

ランプ当り一セントに等しい)を超えないものと勧告する。 に反対する者はなく、前の手続きで、同社の料金引下げを求めた者も、今回は、同社に好意的であった。 【決定後の経緯】 右決定直後、同社は、八八年法(本節②③)により、右決定の再審査を求めた。公開聴聞の結果.(ミラ) 誰も同社

の〕二五日から、一五日に繰り上げ修正を行った。委員会の右修正勧告は、同社により採用された。(窓)料金の大幅引下げは会社に困難をもたらすため、前の勧告を〔引下げ料金が適用されるべき需要家の料金支払期日を、

C-[4] ブラックストーン町訴願事例(図)

が、本件である

ている。ブラックストーン町行政委員からの、同社の同町に供給される二九のアーク灯の街灯の料金引下げの申請がなされたの より、本州法下設立の会社と同様に、委員会の監督と規制に従うとの合意の下、ブラックストーン町その他での事業が認められ 【事案の概要】 ロード・アイランド州法下で設立されたウッドソケット電機電力会社は、マサチューセッツ州議会の特別法に

れたものである。ブラックストーン町ならびに住民は、平等なサービスと、合理的に要求されうる低料金とを、供給区域内一般 に与えることを要求しうる。すなわち、ブラックストーン町における公正なサービス料金は、同社の全事業におけるブラックス 発電ならびに送配電の費用である。 トーン町の比重による資本の充分な支払い〔筆者註・設備費かそれとも利潤のことか?〕を加えて管理費ならびに租税を含む、 【決定要旨】 ブラックストーン町へのウッドソケット社からの電気は、ウッドソケット町(ロード・アイランド州)

のと、勧告する。 右の命題にもとづき、七月一日以降、 同社の同町における二千燭光の街路灯の料金は、 一夜一灯当り四二セントを超えないも

委員会は、七月八日付で、右勧告を同一内容の、「命令 Order」に切り換えた。 【勧告後の事実の経緯】 委員会の右勧告は、六月二九日に同社に送付されたが、 七月一日、 同社は正式に勧告を拒否。

は ところが、 今度は、 同社の供給を強制する命令を、 同社は、 街灯契約期間〔七月一五日〕満了後は、電気を供給しない旨を、 委員会に申請した。 同町に通告した。そこで、 同町行政委員

給を拘束されない旨の、命令を発した。 ント以下〕で供給すること、但し、同町による要請のあるうち、合理的平均費用が五〇ドルを超える場合については、 右申請に基づき、同社に対し、 同町に街灯を、二九を下まわらぬ数、 七月八日付命令と同一料金〔一夜 同社は供

電線を撤去し同社の道路での特権を失効させるかが、審理された。 ところが、同社は、右命令による同町行政委員の要請を、正式に拒否したため、 州司法長官の手に任ねられた。衡平法裁判手続は、直ちに開始され、委員会の命令を強制するか、あるいは同社の 本件は委員会の手から、 委員会の命令を強制

こののち、ブラックストーン電灯会社という別の会社が、委員会の最高料金(一夜一灯四二セント)よりやや低い料金での街 他方、右訴訟提起後、同社は、一夜一灯五〇セントでの供給を同町に提案したが、議会はこれを否決した。

可取消とを勧告した 灯供給に応じることとなり、先のウッドストーン社は電線を撤去した、委員会は、前者への道路使用許可の付与と、後者への許

C —[15] ミルバリィ町訴願事例 【事案の概要】 ミルバリィ町行政委員から、ミルバリィ電気会社による街灯の料金引下げと品質改善を、申立てたものてある。

る 支払っていた。九六年に、議会が二○○○ドルの予算しか認めなかったため、同町行政委員が、同社に値下げを申入れたが、交 渉がまとまらず、委員会決定を待つということで、暫定的に供給が続けられている中、町行政委員が値下げを申請したものであ 同社は、 同町の一二○○燭光の三三のアーク灯と、三二燭光の六の白熱灯に、街灯供給を行い、同町は年間総額二五○○ドルを

【決定要旨】 アーク灯の料金への基準は存在しない。街路灯の数、照明時間のみならず、当該会社の他の事業との関係が、 重

要なファクターとなるからである

るということが示されている。委員会の努力は、町の規模と性格とにふさわしい設備に要求される資本への合理的な報酬をもた 本件会社は、 街灯事業と個人宅へのメ ーター制白熱灯供給事業を行っており、 前者からはわずかの利潤もしくは利潤なしであ

らすためにのみ必要な公正な利潤を、料金に含むべきことである。 委員会は、決定の日(一二月二八日)以後、同社による街灯料金は、年間、二三七五ドルを超えぬものとし、七を超えぬ追加

街灯は、ライト当り年間四四ドルとし、もしランプを削減するときは、一ランプあたり一四・五ドル減じるものと、勧告する. 電気の品質については、立証が殆んどなく、委員会として、電気の品質を批判することができない。

C-[16] ロックランド町訴願事例(83)

は受け容れなかったので、当委員会に訴願となったものである。なお、現在は暫定的に街灯供給は続けられている。 社が追加提案したため白紙に戻り、ロックランド行政委員は、同社に対し「従来料金で且つ一年限り」の提案をし、これを同社 グトン町はこれを拒否し、街灯供給は終了したが、ロックランド町は、一たん右提案を受け容れたものの、「最低五 年 間」と同 降は、両町に商用電灯の供給も行っている。右街灯契約の料金は、一二○○燭光アーク灯が年六六ドル、二五燭光の白熱灯が年 ド町と街灯供給の五年契約を締結し、九三年には、ロックランド&アビングトン軌道鉄道会社への電力の供給を始め、 あった。契約満了と共に、同社は、アーク灯年七〇ドル、白熱灯年一六ドル(いずれも一灯当り)への値上げを提案し、アビン 一四ドルで、契約満了時、アビングトンは一三のアークと一七一の白熱灯、ロックランドは、一九のアークと二〇八の白熱灯が 【事案の概要】 一八八九年設立のアビングトン&ロックランド電灯電力会社は、九二年、アビングトン町ならびにロックラン

どまらず、五年もの長期の契約〔に不満〕の点にある。さらに、同社の数名の役員が、鉄道会社の役員を兼務し、 って鉄道会社をうるおすとの疑義の点にある。 【決定要旨】 同社により提案された料金は、〔同社にとり〕低過ぎるものではないとみられる。同町の主 張は、料 金の点にと 町の支出でも

機のより良い効率になる筈である。これらの点から、同社の提案する料金は、不公正に高いとは思われない。 困難なことではない。単に投資ないしは資本費用 capital charge ならびに労働コストの節約にとどまらず、使用される〔発電〕 面積の両町の電灯供給と、適度と規模の鉄道の電力供給との組み合わせが、町にも鉄道会社にも利益であることを理解するのは、 同社の鉄道会社との〔電力供給〕契約は、街灯契約の町に、何らの付加的負担を課するものではない。人口が少なく且つ広い

長期の契約の点は、両当事者が〔一致しては〕望まない条件でも、当委員会が料金と並んで付すべきかどうか、疑わしい。そ

こで、委員会は、次のように勧告する。

割合は、

合理的なものである

勧告する 一の同町への電灯料金は、 一二○○燭光アーク灯は年七○ドル、二五燭光白熱灯は年一六ドル(いずれも一灯当り)とする

C--[17] サマーヴィレ市訴願事例 (空)

ドル、二年間契約で一一一・五ドル、三年契約で一一○ドル、白熱灯一灯当り年間二五ドルで、白熱灯は全体の七分の四以下の 数であることという旨の、 燭光白熱灯一灯当り年間二五ドルで、アーク灯は、当初二四四灯が契約満了時三六一灯に増え、白熱灯は、当初三三四灯が、二 一灯に減じた。 【事案の概要】 同市は、 サマーヴィレ市市長から、サマーヴィレ社の街灯料金の適正化と、電気の品質についての訴願が行われたもの 同社は、 一八九二年、 提案を、同市に対して行っている。 右契約期間満了前に、三六一灯以上四二五灯以下のアーク灯一灯当り年間、 同社と五年間の街灯契約を結び、料金は、一二〇〇燭光アーク灯一灯当り年間一二〇ドル、二五 一年間契約で一一二・五

証券に実質的価値を加えるのみならず、はるかに良く経済的に且つ満足いくように、公衆に奉仕することを示すものである。実 という、発展段階に来ている。後者が、仮に急速になされれば、会社は、当面の株主の利益には貢献しないが、そのような途は 同社提案の料金は、営業実費をこえて公正な利益ならびに減価償却費以上に認めるものではない。当州での電灯会社は、 【決定要旨】 同社は八七年以降、サマーヴィレ市他二町に電灯供給を行い、街灯事業が同社事業の六七%を占め、 その負債を支払うことを申請するのか、あるいはさらにその設備を拡張することを申請するのか〔の選択〕が、重要である 六%を超えたことがない。経済的経営にもかかわらず〔設備投資のため〕負債は資本金を上まわっている。 同社の配当

ことは出来ない。 白熱灯の料金は、アーク灯料金よりも、 同社による料金において、そのような途は不可避である。委員会は、さらに料金を引下げることを勧告する方法を発見する コストに比べると、低くされているので、 〔同社の示した〕 七分の四以下の数と 5

ないものとして扱い〕、一二○○燭光のアーク灯一灯当り年間一一○ドル、二五燭光の白 熱 灯一灯当り二五ドルと勧告する 電気の質についての異議の点は、 同社による同市街路灯料金は、 一時的なものであるように思われるので、委員会は、市に対して、今後よりひんぱんに、 〔同社はヒアリングにおいて、 値下げ提案を撤回していないので、 右料金は、 低 且. ぎ

つ体系的に調査し、記録するよう勧告する。

C---[18] アンドヴァ町申請事例

望んだが、三年目の四八〇〇ドルの総額に対し、町は、四年目に四一五〇ドルの予算しか組んでいなく、代表委員が、値下げ申 明すると一夜一ドル加算)の料金であった。同町は、現在使用中の五つのアーク灯を二○の白熱灯に交替の上、右契約の継続を とは、三年間の街灯契約を結び、一二○○燭光の三一アーク灯と、二五燭光の七四白熱灯、年間三七○○ドル(一二時半まで照 【事案の経緯】 アンドヴァ町行政委員からのアンドヴァ電気会社による街灯料金の引下げについての申請である。同町と同社

を上まわる利益はあげておらず(配当も行われておらず)、問題にすることではない。 【決定要旨】 ヒアリングの結果、同社の経営への批判もなく、ただ、過大資本との指摘があったが、 負債の利子と減価償却費

請を行ったのである。

ルと勧告する。 低い料金である。すなわち、一二〇〇燭光アーク灯一灯につき年間八三・五ドル、二五燭光白熱灯一灯につき年間二〇・八五ド低い料金である。すなわち、一二〇〇燭光アーク灯一灯につき年間八三・五ドル、二五燭光白熱灯一灯につき年間二〇・八五ド 委員会決定は、同社が契約の最終年に行った提案を殆んど変えておらず、施設の現実の投資に対する公正な報酬と両立しうる

C---[19] リヴィア町申請事例

を取下げた。 と電灯料金の引下げ申請がなされたものである。ヒアリングの冒頭、料金引下げ要求は撤回され、ウィンスロップ消費者は請願 【事案の概要】 リヴィア町行政委員と、ウィンスロップの消費者から、サバーバン Suburban ガス&電気会社のサービス改善

の命令も下されなかった。 に使われた〔ことが、ヒアリングと、調査とで判明した〕。この情況では、何ら正式の命令は必要ないので、委 員 会からは、何 同社により三万ドル以上が、消費者の不満の原因の除去と、満足いくサービスの提供のため、 設備の異なる部分の改善と拡張

C--[20] フィッチバーグ市申請事例

会社である 【事案の概要】 フィッチバーグ・カス&電灯会社の消費者からの、同社のガスならひに電灯料金に関する申請である 一八五二年ガス会社として設立され、九九年、一般〔会社〕法で電灯ならびに電力会社として認められるや、 Wachusett 電灯会社の設備とフランチャイズを買収し、その後は、フィッチパーグ市で、唯一のガスないし電灯

うち、白熱灯とガス料金とは、本件請願受付日に実施された値下げ料金であり、ガスは千立方フィート当り二○セント引下げら れ、白熱灯には、割引制が採用された。アーク灯料金は、変更されていない)。 ガス料金は千立方フィート当り一・六ドルで、 ガスレンジ使用者と大口需要家には、一・四ドルに割引いている。 ターによりキロワット時二〇セント (大口には、五ないし二〇%の割引)、電力 同社は、一二○○燭光のアーク灯による街灯を、一灯当り年間一一○ドルで、商用アーク灯を、月間七ドルで、 (動力) もメーター制で供給している。 照明用の 白熱灯はメー (右の料金の

として、資本金に対する設備の価値の関係が、留意された。 【決定要旨】 申請を考慮するに当り、委員会は経常支出、減価償却、資本金を調査した。公正な配当率の決定での重要な要素

同社は、経済的・保守的経営により、ガス設備については、現実資本金に対し、高い価値を有し、その高い配当率

告する 価償却と、再建設が必要なものとなっている。したがって、全資本への一般配当ならびに管理費の引下げから、料金引下げを勧 当)は、公衆を害することなく許される。ところが、電気設備ならびにその資本への関係については、事情が一変し、大幅な減

第一に、ガスの正味料金は、千立方フィート当り一・四五ドルを超えないこと、

第二に、商用アーク灯は、月間六ドルを超えないこと、

第三に、街灯(アーク灯)は、一灯年間一○○ドルを超えないこと。

として、 会社が直ちに改善することで結着し(C-〔13〕)、残る一件は、継続的に検査を続けない限り、現時点では判断できぬ ハ以上の委員会決定 町に対し、調査と記録を勧告し(C-[17])、残る一件は申請を拒けている(C-[15])。 (勧告) 八例のうち、 電気の品質の改善を求める三件 (C-[13] [15] [17]) の 5 ち 件

について、 事業も行ってはいるが、商用電灯料金の引下げのみを求めたもの(C-[13])、電灯とガス事業とを併営している会社 (市長又は町行政委員) 臼料金の引下げ申請は、 右の行政のみが申請者となっている事例は、全て街灯料金である。消費者が申請人になったものには、 ガス料金、電気料金全体の引下げを申請したもの(C-(201)がみられる。なお、 のみのもの(C-[4] [15] [16] [17] [18] に分類出来る。 申請者が、 消費者のみのもの(ヒー「ヨ」 「2リ)、消費者 と行政とのもの(ヒー「ワリ)、 料金引下げ申 請の対 象となった電気 行政が街路灯料 金の引 街灯

下げを申請した経緯をみてみると、自治体と電灯会社との街灯契約の期間満了による契約改訂交渉がまとまらないた

委員会に事件が持込まれたというのが一般的なパターンであり、この中でも、自治体の街灯予算の削減が契機と

る。ここで考察すべきなのは、 たもの (C-[18])、 [15] [20])、会社提案の値下げ案を支持し、 闭委員会の最終的な勧告の内容をみてみると、申請を受けて、電 灯 料 金の引下げを勧告したもの(C−〔3〕〔4〕 表面的に値下げ勧告を行ったかどうかという、 逆に、会社提案の値上げ案を支持し、無修正で勧告の内容としたもの(C-(161)に分類出来る。 何を判断基準として、委員会が決定を下したのかである。 無修正で勧告内容としたもの (C-[17]) と、 一種の星取り的関心は、 問題の本質を見誤まるおそれがあ 一部修正して勧告内容とし

なっている事例が二件(C-(15)(18))あるのが、注目される。

が、年を経るにつれて、大要、以下のような傾向を指摘できるように思われる。 第一に、争われている料金が、たまたま一部の供給区域内の電灯料金であったり(C-[14])、 電気料金の引下げ申請が行われた当初は、 委員会自身、どのように判断すべきかという戸惑いがあった あるい は商用 (C-(3) 電灯料

金だけ (C-[13]) であっても、 全事業ないし全供給区域の中において、問題とされている料金部分に、必要なコストを配分して、 当該電灯会社の全事業もしくは全供給 区 域との関係づけが、必要だということであ

料金が決定されるということを、言わんとしているように思われる。

問

の余地があろう

て当該会社によって修正されなかったときには、 ということに徹したものではなくて、 てしまっていることである(C--〔16〕は値上げ原案、C--〔17〕は値下げ原案)。委員会は、 会の決定理由の文言の中で注目すべきなのは、 引下げを認めた事例において、 公益事業料金規制のキー・ワードが、用いられていることである(C--[13]〔17〕〔18〕〔20〕)。すなわち、 料金を検討する時の検討項目として、 決して出血サービスを認めたものではないということになるのである。 かなり当事者主義的取扱いを行っているということになる。 電灯会社の値上げもしくは値下げ提案が、委員会のヒアリングにおい 当該会社の提案は、「低過ぎる料金ではない」と、 減価償却費、 負債の利子、 公正報酬、 実体的にあるべき料金を探る 営業費用と云った、 委員会がみなし ただし、 結果的に料金 委員

許されないとしている点 (C-[20]) 等である。 自治体にもメリットだとする点 (C-[16])、 るとしている点 (C-[13]) とか、 公その他、 委員会決定理由で注目されるのは、 電灯事業と並んで鉄道へも電気を供給することは、 ガス灯会社が資本価値の低い電気設備を背負いこんでからは、 消費者が十分な主張、立証をしなくても、 全体として街灯供 委員会が職 権で調査しら 高配当が

令の実現がはかられるシステムがとられていたのである 容を命令 Order である ねられたものの、 (引さらに注目すべき点は、委員会の勧告が、 ここからも分るように、 (C-[13])° 企業の申 の形にした上、さらに右命令の拒絶があったとして、 結果的には、 これが、 請による委員会の料金決定という別の制度を利用して、 委員会の 勧告の形での委員会決定が守られない場合には、 当該企業が係争の行政区域から撤退することで、 「修正勧告」という形で結着しているのは、 相手方企業に拒否された事例 (既述②②)。もう一件は、 州司法長官に告発し、 実質的に勧告内容 (C-[14]) である。 最終的には、 結着したという、 委員会の勧告に対する異議制度が 少なくとも法の規定上からは、 衡平裁判所によって、 衡平裁判所に事 の緩和をは 委員会は、 珍らしい事例であ 勧 た 告 が 例 内

- 325 料金の引下げと、ガスの品質改善の申請事例で、チェルシー市長および消費者からのものである。公開ヒアリング前、電灯料約) Chelsea Petition, 9 ANNUAL REPORT, supra note 298, at 32 (1894). チェルシーガス灯会社のガス料金ならびに電灯 委員会の右命令の根拠ならびに命令前の料金等については、記されていない。 金に限って、委員会は「白熱灯料金をランプ一時間当り一セントに下げる」命令を発し、電灯料金は、ケリがついているが、
- (劉) Malden Petition, 10 id. 26 (1895).
- (迩) 制度上、「料金引下げ決定」への会社からの異議申立ては、予定されていない。そこで、本件では、「申請による委員会の 料金決定」という別の制度を利用して、実質的に、異議を申し述べたものである。
- (窓) 我が国で言わゆる「早収料金」に該当するもののように思われる。
- (3) Blackstone Petitions. 11 id. 15 (1896).
- (競) Millbury Petition, 12 id. 13 (1897).(競) Rockland Petition, 13 id. 11 (1898).
- (3) Somerville, Petition, 14 id. 5 (1899).
- (33) Andover Petition, 14 id. 9 (1899).
- 334 正しいものという前提に立つと、町の予算に極めて近い数字に引下げられることになる。 ライト交換を行ったとすると、四一三〇・九ドルとなる。決定時点でのライト数が、必ずしも明示されていないが、右試算が やや比較が困難である。仮に同一のライト数であるとして勧告を計算すると、年額四一七一・五ドル、また、町の希望通りの 従来の契約と、町の予算と、いずれも年間総額で示されているのに、委員会決定は、ライト一つ当りで表示されており、
- (55) Revere Petition, 15 ANNUAL REPORT, supra note 298, at 9 (1900)
- (5) Fitchburg Petition, 16 id. 15 (1901).
- 前出註20の文献ならびに藤原「電気料金決定原則をめぐる法律問題」法令解説資料総覧一六号(八〇年)一七九頁以下参照

④ 供給命令

分委員会設置の時は、 ガス会社に対してのみであったが、八七年に委員会の権限が電気に拡張されてからは、電力

会社に対しても、 個別の申請に基づき、電気供給命令を発しうることとなった (L. 1887, Ch. 382, Sec. 2による L. 1886,

Ch. 346, Sec. 5 の準用)。

ならない られるべきでないのかという理由がもしあるならば示すことを指示したのちでなければ、委員会は、右〔供給〕命令を発しては 限を有するものとする。右会社に対し、告知ののち指定の日時に指定の場所に出頭することと、右〔供給命令〕申請が何故認め づいて、委員会は、適法で合理的な目的、期間、条件の下での、右の者への供給を、会社に指示し要求する命令 order を出す権 業の場所を有し、且つ〔電力〕会社の〔電気〕供給の拒否もしくは怠慢により権利を侵害された者からの、書面による申請に基 「〔電力〕会社が照明もしくは燃料〔動力〕のための電気の製造と販売とに従事している市もしくは町において、 住所もしくは営

たものであった た電力会社が、 右の命令は、 街灯契約期間満了後は、電気を供給しない旨通告したため、町行政委員が、供給の強制命令を申請し 既にC-〔4〕でも用いられたものである。すなわち、委員会の料金引下げ勧告ならびに命令を 受け

電力会社への告知と聴聞ののちに、供給命令を発しうるとする規定である。

何次に、より一般的な事例をみてみよう。

C---[21] ニューイングランド・シュー&レザー協会申請事例(第)

【事案の概要】 ボストン市ペッドフォード通りにビルを有するニューイングランド靴皮革協会と、

キングストン通りの借家人

シェプリーらが、ボストン・エジソン電気照明会社に、右両建物に電灯を供給することを求めた別々の申請が、本件である。 両ビルとも、 白熱灯と自家発電設備を有し、 右発電機が稼働しないとき、とくに午後六時以降の、 電気供給を求めているので

ある。 【決定要旨】 電力会社側は、 当ビルは、エジソン・ランプが取り付けられておらず、 ボストン・エジソンは、 一八八六年一月、

エジソン・ランプ以外のどのランプにも、電気を供給しない旨の契約を交している点を、供給拒否の

親会社エジソンとの間に、

第一の理由として挙げる。右契約は、委員会の供給命令規定が設けられた八七年より前であり、仮に 委 員 会 が、〔エジソン・ラ(ឱ) ンプ以外の〕他のランプへの供給を命じれば、右契約を破るということで、重要な問題を惹起する

が増加する一方で、他の規定によって、会社は、不必要で害のある競争から保護されるという利益を得ている。よって、他のラ 宜のために、電力会社は種々な制約に服さねばならず、私的団体というより今や公的団体 public bodies である。会社への負担 適用可能な法律に服するものとする」と規定している。そして、ポリス・パワーの行使として、消費者ならびに公衆の保護と便 ボストン・エジソンは八五年に設立されているが、八二年法は、「一般〔会社〕法下で組織される全ての会社は、のちに通過し、

ンプへの電気の供給を求めることは、エジソン社のチャーター(特権)を侵害するものでなない。

ものである。後者は、ビル建築の際、エジソン社と接続するなら三本ワイアが必要と、建築家から注意されたにもかかわらず、 絶の理由とする。前者については、ランプの寿命ならびに照明上マイナスになるとしても、エジソン社には損失をもたらさない 建主の不知のため、二本ワイアで配線したものである。エジソン社は、各フロアの配線部分まで、 エジソン社はさらに、ビルのランプとのボルトの違いと、ビルは二本ワイアだが、エジソンは三本ワイアである点を、 申し出ている。 三本ワイアシステムを提供す

よって、エジソン社に、右建物のため、申請人に電気を供給することを命じる。

C-(22) タッカー対エジソン社事例(部)

いたが、料金未払いのままであった。 なく動力源としての〕電力 power を供給するよう求めたものである。ランチ会社は、譲渡前、エジソンから電力供給を 受けて 【事案の経緯】 ボストン・ランチ・カンパニーの譲受人タッカーから、ボストン・エジソン電気照明会社が、 彼に〔電灯では

両者で合意に達し、解決されたが、本件は、委員会に、「電力 power」の供給が求められた最初の事案である。(記)エジソン側は、「電力」について供給命令の権限は、委員会にないとして、却下を主張した。結 果 的には、

ヒアリ

ング前に、

C--[23] ハドソン町申請事例(犯)

【事案の概要】 ハドソン電灯会社に対しハドソン町行政委員、 ハドソン・セイヴィング・バンク、 ハドソン・ドリッ 問題になっている会社についての事例(ヒー-[23])である。

〔31〕、「電灯」ではなくて、「電力」の供給義務が争われた事例(c‐〔22〕)、新規需要につき、且つ自 治

体の買

ジから、電灯の供給が申請されたものである。右申請時に、ハドソン電灯会社から町を被告に、九一年のいわゆる「自治体 中であったため、電灯会社は、供給に応じられぬとした。 スならびに電灯会社〕所有法 municipal ownership act」(本章第四節③①(/)参照)にもとづく電気施設の買上げ請求訴訟が係属

疑いなく、申請を認めるものである。しかし、〔右訴訟は原告電灯会社勝訴となって〕、 しているときに、そのような〔新規需要への〕新たな建設と投資とを要求することは、合理的ではない。したがって、本件申請 もしくは他の消費者のサービスに深刻な影響を与えるか否かである。仮に電灯会社が事業を続ける意思があるならば、委員会は 【決定要旨】 本申請は合理的なものと思われるが、それに応じるために、現有発電施設に加える〔増強せざるをえない〕 町が同社の施設と事業とを所有しようと

を棄却する。

ング前に、当事者間で合意に達した事例もある。(※) 助けにより、 右に採り上げた三例は、いずれも特有の事実関係を含んでいる。すなわち、 (7)委員会年次報告によると、電力会社の供給拒否の事例は、多くは、ヒアリングや正式の命令を経ないで、 解決されているという。また、年次報告に掲載されている事例のうち、C―〔22〕のように、 自家発に対する補助 供 給 の事例 ヒアリ 委員会 Ĉ

かどうかは、一切考慮していない。この点は、我が国の実務解釈とも一致するところである点、興味深いものである。 自家発については、発電施設を有しない一般の需要家と比べたときに、いわゆる「供給義務」に差異があるのかどう 我が国の学説には、一部に議論もあるところであるが、委員会決定理由をみると、申請人が自家発保有者である。

(C-[23]) 点は、 当該新規需要が、 新規需要について、たまたま自治体の買収がからんでいるものであったため、一種の傍論的にではあるが、 注目される。つまり、単に現有設備能力を超えるというのでは、拒否の正当事由にはならないとい 合理的なものであれば、設備投資が更に会社に要 求されようとも、 供給すべきであるとしている

うふうに、理解しうるからである。 なお、会社の譲渡があり、前会社の料金債務が未払いのまま残っているときにも、供給命令をなしうるのかという

- 問題を含んだ事例(C―〔2〕〕は、右の点を争うことなく、当事者間で和解に達したようである。
- (33) New England Shoe & Leather Association and De. L. Sheplie, et al., Petitioners, 6 ANNUAL REPORT, supra note
- 339 エジソンからの供給拒否の事案である。ヒアリング前に、両当事者で和解の交渉がもたれ、審理は延期されている。 翌年の、シェパード・ノーウェル&カンパニーからの申請事件も、「エジソン・ランプ」を 使 用しない者へのボストン・
- Norwell & Co. Petitioners, 7 id. 8 (1892).
- Tucker v. Edison Electric Illuminating Co. of Boston, 11 id. 6 (1896) 委員会の供給命令権が、電灯のみならず「電力」に及ぶ点につき、委員会は次のように述べている。

ス会社が電灯とガスとを兼営するときは、両者の供給命令の権限が与えられている。同様のことから、電気会社が、電灯と電 八六年法により、委員会にガスの供給命令の権限が与えられ、翌年、ガス会社に電灯事業の兼営が認められたことから、

力とを兼営するときは、両者の供給命令の権限が、与えられているものである。(Id. 7)

は動力源」と解することにより、電灯と電力との両者に、供給命令が可能となったと解しうると考えるものである しかし、筆者は、ガスについての規定が、八七年に電気についても準用されるときの「照明もしくは燃料」を「照明もしく

- Hudson Petition, 12 id. 7 (1897).
- 11 id. 6 (1896), 12 id. 7 (1897), 15 id. 8 (1900)
- 灯会社に対し、電線を拡張し、申請人らに電気を供給することを求めたものである(道路許可は既に得ており、拡張工事を求 めたものである)が、ヒアリング前に、当事者間で合意に達したため、申請は却下された。 このほか、リチャード・オルニイ申請事例 Richard Olney et al., Petitioners, 7 id. 8 (1892) は、ボストン・エジソン電
- 藤原・前掲註5・(公益事業研究) 一○一一二頁、(エネルギー経済研究一七二頁) 参照。より詳細な議論は、 非公刊であ
- るが、工業開発研究所・エネルギー技術の進歩と電気事業の新しい展開(八四年七月) | 一八―九頁参照 資源エネルギー庁公益事業部計画課監修・電気事業法解釈例規集(加除式)一五五頁以下、資源エネルギー庁公益事業部

19世紀米国における電気事業規制の展開(5 は営業の会社に関する株式資本 Capital Stock 増加に関する法律」によって、 び債券の発行に関する法律」により、ガス会社と電灯会社とは、 新株発行等が一般的に禁止された上で(L. 1894, Ch. 350, Sec. 1)、個別法として、「ガスならびに電灯会社による株式及 (1) 一八九四年州法の「会社による株式もしくは利益配当仮株券 新株もしくは債券発行の許否を決定することとされた (Id. Sec. 1)。 仮に、 (Id. Sec. 3)。 さらに、「蒸気もしくは、他の力による鉄道、 すなわち、会社からの申請により、 委員会、州司法長官、株主その他利害関係人は、右命令の強制を、 軌道鉄道、 水道会社は、 ヒアリングを行った上で、 マサチューセッツ州下で設立されたものである限り、 ガス・電気委員会の認可事項とされたのである (L (Scrip Dividend) ガス灯、 電灯、 ヒアリングから三〇日以内に、 委員会 適法な委員会命令 lawful orders が守 ガスならびに電灯会社の新株発行のさ 発行禁止法」により、 電信、 電話 衝平裁判所に訴えること 水道の所 電信、 会社による 電話

回委員会年次報告によると、 本制度を実施する過程において、 右の経費は申請人が負担するものとした。 いくつかの法解釈上の問題が生じたという。 第一に、

新会社の発起人達は、

新会社には不適用と考えたが、

ても告知がなされるものとし、

時期、

本法施行時に事業を開始していない会社についても適用される

なされる投資を育成し助けるということにある」のであって、「株主ならびに公衆の利益……を保 護 する」ことにあ 目的とは、 新しい部分が公正に fairly 必要であるかどうか、判断出来ず、法の文言からも、 会社側からあったという。この点について、委員会の見解は、仮に新規発行部分のみの審査に限定されるとすると、 況を調査したり、既に発行済の証券に対する資産の関係を考慮したりする権限は委員会にはない」との強い主張が、 に「公正で合理的 fair and reasonable」かどうかを審査するのであるが、その際、「委員会は会社の歴史もしくは状 れ以後次のような額のみ発行するものとする」(傍点原文イタリック体)と規定している以上、委員会は未発行 の 全 証 とに、その一部が既に発行済で、残りの未発行部分に適用されないのでないかとの主張があったが、法は「会社はこ るとする。このためにこそ、法の規定により、委員会は、決定の基礎となった理由を公衆の利益のために書面にして、 券について審査管轄権を有するという。第三に、既に営業中の会社についても、委員会が、申請額が申請目的のため 成立しないとするのである。条文上、「委員会は『調査にもとづいて……発行が認められる (issue has beer 会社の財産に対する敵視を含むものではなくて、「委員会の任務は、必 要 な公共サービスの遂行のために 目的のために合理的で必要な』額を決定しなければならないのである」という。そして、右の活動とその 規定の趣旨からも、 右のような解

(八次に、電灯会社の申請のうち、代表的な事例を、 検討しておこう。

閲覧に供するとしているのであるという。

〔決定の日から七日間〕

C―〔24〕ボストン電灯会社申請事例⁽³⁾

社債の償還に、残り二六万を(流動)負債返済に充てるというものである. ボストン電灯会社からの九〇万ドル社債発行申請であり、 三六万ドルを電線地中化に、三〇万ドルを担保付き

【決定要旨】 右の九○万ドル社債申請のうち、三六万ドルは、九四年州法により、 申請会社の大部分の電線が、 地中化を要請 ことは明らかであったという。第二に、本法成立前に新株発行が議決されたときには適用されないのではないか、こ

そのための経費の二分の一に当る額である。三〇万ドルは、一九〇八年償還で年利六%の社債の償還に充てるものである。いず れも合理的と認めうる。 されるもので、 当該地域は、〔ボストン〕電線委員により、九五年一月までに、地上から撤 去 するよう定められているもので、

れぬ。 最後の負債返済のための二四万は、配当を続けながら返済可能(仮に返済を急ぐなら配当を滅じればよいの)であり、

付社債 mortage bond ための社債発行の申請(部分)は、認めない よって、三〇万ドルを旧社債償還のため、 を、 期間三〇年以内、 年利五%以内で、 三六万ドルを電線地中化に要する費用に充てるために、総額六六万ドル以下の担保 申請会社に承認する (approve)。さらに、負債弁済の基金とする

C―〔25〕 グラフトン電気会社申請事例

電柱と電線の位置について承認を得ているとして、一千ドルの株式発行の申請である。 間リース(同様の期間の更新特権付)が合意されており、 切所有していない。 【決定要旨】 右申請は、 【事案の概要】 九四年に電灯電力事業のため設立された、グラフトン電気会社から、 合理的なものである。 よって、 同町と同町の住民に電灯を供給する計画で、既に同町行政委員から、 別の目的のためにではなく、 グラフトン町の電灯電力設備の建設のた 同社は、 グラフトン町の土地と水力発電の一〇年 現時点では、未だ電気設備を一

C-[22] アトルバーロウ蒸気&電気会社申請事例(部)

めに用いられる申請会社の百ドル百株の新株発行の申請を、承認する

直接もしくは間接に充てるためという。右ノース・アトルバーロウ社の設備は、火事により損害を受け、抵当流れ処分ののち、 (一株百ドル)の新規株式の発行の認可申請であり、右株式は、ノース・アトルバーロウ蒸気&電気会社に属する設備の購入に、 申請会社アトルバーロウ蒸気&電気会社が設立されたが、同社は未だ電気設備を有せず、株券も発行していない。六万五千ドル 【事案の概要】 一八九四年、アトルバーロウ、ノース・アトルバーロウ、 レンタム Wrenthan の各町に電気を供給するため、

債券所有者 bondholders の代表者の手にわたり、彼により再建され営業されてきている。当該施設のために、保険 金と、抵当に

入れて借りた約一万ドルとが、〔今迄、右債券所有代表者により〕使われてきている.

の物の購入のために〔のみ〕、申請会社に、一株百ドルの新株式六五〇株〔総額六万五千ドル〕の発行を許可する。 を除いては、無負担で束縛のない free and clear ものであるべきこと、さらに三株は、右事業の実施のために必要とされる他 の購入、ならびに、上述資産の付加もしくは改善のために〔のみ〕、且つ右購入される財産は、一万ドル余の〔設定済み〕抵当権 の所有する全物的もしくは人的資産、取引、権利、債権、フランチャイズ、契約、リースおよび全ゆる名称・性質・種類の財産 れた。このことから、委員会は、六四七株を、別の目的にではなくかつてノース・アトルバーロウ社、現在W・H・ハスケル氏 【決定要旨】(申請会社が購入を希望する)電気設備は、申請の株式総額よりも一万ドルをこえる現在 価 値があると、

C-(27) ノースアムプトン電灯会社申請事例 ⁽³⁸⁾

お六千五百ないし七千五百ドル不足するという。 発行認可を申請したものである。右施設のため、 【決定要旨】 ヒアリングののち、マソニック通りの申請会社の財産(抵当付債券の抵当の対象にはなっていない財産)に七千 【事案の概要】 ノースアムプトン電灯会社が、新しい発電所が必要になり、その資金のため、六三株(六三〇〇ドル)の株式 約四万七千ドル必要だが、抵当付債券五万八千五百ドルの一部を用いても、な

五百ドルの抵当権が設定された。よって、申請会社の新株発行認可申請を棄却する。

C―〔8〕エジソン社(フォール・リヴァー)申請事例(※)

のために用いられるとする。なお同社は、設備投資のため、四万三千五百ドルの負債を負っている。 千ドル分については、同社設立時にニューヨークのエジソン電気照明会社から獲得された同社の特許に対する使用料 concession 【事案の概要】 フォール・リヴァーのエジソン電気照明会社からの、総額六万ドルの株式発行認可申請である。このうち、

るため〔のみ〕に、一株当り百ドルで四百株(総額四万ドル)の新株式発行を認可する きない』。四万ドル余の負債は、その一部については、収入が続いていけば、合理的な時期に支払えるものと思われる。 したがって、同社の一八九四年七月一日現在の約束手形の弁済、またはそれ以後の手形もしくは増加設備にかかる負債に充て 【決定要旨】 右申請のうち、九千ドルの特許使用料は「新株発行認可を正当化するような十分な財産的価値を認めることがで

った新株は、ボストンで発行される四紙に公告される適切な場所において、販売提供されるものとする さらに、新株発行に伴い(九四年法律四七二号により)、市場価格は一株当り一二〇ドルとする。現株主により引受けられなか

℃─〔9〕ナティック・ガス&電気会社申請事例(宍)

社から拒否された。 ティック・ガス会社の施設を買収するつもりで、株式・債券合わせて二五万ドルの発行の認可を申請したが、施設買収はガス会 【事案の概要】 申請会社は、九五年、ガスならびに電灯事業のため設立されたが、未だそのための設備を有しない。

ドルの株式と一一万ドルの債券(総額二二万ドル)の発行に減額申請した。 そこで、ナティック電気会社とエリオット・フォールス電灯会社の両社の施設を買収して、電灯電力事業を行うため、一一

リングと、専門家の助けにより、両社の資産を評価し直して、次のように決定する。 は減価償却を九○年以外行っていないとか、後者は他社から平価 at par で購入したとかいう問題があり、両社について、 【決定要旨】 ナティック社の資産は約一九万ドル、エリオット社の資産は一一万ドルと財務報告には表記されているが、

「この結果、ナティック社には七万四千ドル、エリオット社には、三万九千ドルが、買収費として認められたことになる。) することを認可する。すなわち、三七○株と三万七千ドル債券を、ナティック社の全資産の購入に、二五○株と債券一万四千ド をエリオット社の全資産の購入に、残り債券六千ドルを、両社設備の共同利用のために必要な追加費のために使うことである。 株式一株百ドルを六二○株、債券六%を超えぬ利率で五万七千ドル(総計一一万九千ドル)以下を、以下の目的にのみ、

C--[30] マルデン電気会社申請事例

社からその施設を買受け(実態としては三社は同一)、二社の株主のために、一八万ドルの株式と社債とが発行された。株式は、 会社の申請は、右の九四年提案の一〇万ドル新株発行のうち、残り九万四千九百株の発行の認可申請であり、使途は、一四万ド 八%配当を続けている。社債は、一〇万ドル発行のうち、正味は九万五千ドルである。負債は、現在一四万ドルにのぼる。申請 九二年に一五万ドル、九四年に一〇万ドルの決議のうち五千百ドルが発行されているので、合計一五万五千百ドルである。年間 【事案の概要】 一八八八年設立の申請会社マルデン電気会社は、同年、他州籍企業マルデン電灯会社ならびにマルデン建設会

ルの流動負債の弁済のためである。

が、特許及びフランチャイズの取得費については、帳簿上、四万六千から二万ドルに減じられている。委員会の調査の結果、負 張もしくは改修の支出は見込まれていないので、毎年、負債弁済と配当金のために、三ないし三万五千ドルが支払れらるはずで 範囲まで、資本に転換させてよい。右残額を収入の中から支払うことは、会社に不当な困難を課するものではない。近い将来拡 の設定抵当権総額の減額のために用いられている。施設への現実の投資の部分は、本件の場合、会社と管理者の負担を軽減する 債額は、施設の滅価償却すべき額以上に過大ではない。同社の債務の弁済に充てうる同社の利益のいくらかは、社債保証のため 【決定要旨】 申請会社は、右二社からの施設の当初取得費を除き、三七万五千ドルを費しており、減価償却は行われていない

ドル)の発行を認める。さらに、新株発行に伴う株価の評価は、一株百ドルとする。 したがって、委員会は、申請会社に、未払約束手形の弁済のためにのみ用いられる一株百ドルの新株一九九株 (一万九千九百

C―〔31〕ミルトン電灯電力会社申請事例(部)

と改善のため、一万ドルの新株発行の認可申請が出され、委員会は、七○株(七千ドル)の新株発行を認可した。 その後、同社は、さらにより設備改善を行いたいとして、一五〇株の新株発行と、四万五千ドルの社債発行の認可を申請した。 ミルトン市で九○年以降街路灯と商用電灯事業を行っている申請会社ミルトン電灯電力会社から、

追加するものではなくて、先の決定に変えてのものであり、設備投資にのみ用いるものとして、その発行を認める。さらに、新 備投資にのみ用いることで、その発行を認可する。さらに、一株百ドルで一二○株の新株発行、これは先の七○株の新株発行に 【決定要旨】 申請会社は、設備改善ならびに追加と、負債三万ドルのために、右申請を行っている。以下のように決定する。 申請会社に四万二千ドル以内の社債を、期間二〇年以内、年利五%以内で、うち三万ドルを旧社債償還に、一万二千ドルを設

'―〔32〕 ブロック・プラント電灯会社申請事例(弥)

株発行に伴う株価の評価は、一株百ドルとする。

【事案の概要】 九五年設立されたが、株式未発行で、電気設備を有せず営業も開始していない、ブロック・ブラント電灯会社

のためという。 からの、一五〇株(一万五千ドル)の株式発行認可申請である。 ボストン市内にある同社会計係のクレー氏所有の発電施設購入

ットの発電機である 【決定要旨】 委員会の調査の結果、 右施設の価値と、 次に述べる株式とは、公正に等価である。 但し、 右施設は、 六五キロ ワ

委員会は、 申請会社が、クレー氏から六五キロワットの発電機購入のためにのみ用いる株式一株百ドルで九五株の発行を認可

C―〔33〕ユナイティッド電灯会社申請事例(※)

ドルから生じてきている。 チャード社(The Indian Orchard Co. 以下、「イ社」と略記)の株式(全株式二二五〇中)一二〇〇株取得に要した一四万一千 一一万ドルを同社の流動負債に、九万ドルを補助発電所の建設に充てるという。このうち、前者の負債は、 【事案の概要】 スプリングフィールドのユナイティッド電灯会社から、二○万ドルの社債発行認可申請である。 インディアン・オー 申請によると

だと言う。 ある。申請会社の右株式取得は、 と製品の製造ならびに販売、照明ならびに動力のための電気の製造ならびに販売、製造目的の機械類のリースならびに販売」で 【決定要旨】 申請会社の取得したイ社のチャーターによると、同社の目的は「全ゆる種類の綿花、羊毛、 イ社の土地の取得でもなく、イ社の水力発電の取得でもなく、永続的投資 permanent investment 木材の原料

あって、このことから、申請会社ならびに公衆の利益と相反する行為を行うこともあるのである。 の金額をつぎこんで)、イ社株式取得は、会社の目的の範囲を超えたものである。イ社は、全株 主の利益のために行動するので 申請会社の業務の目的は、チャーターによると「電気ならびに熱による照明と動力」であって、(自己 資 本のおよそ三分の一

イ社は、その目的の中に、電気事業を含めている。このことから、申請会社は、州の許可を受けないで、 直接間接にイ社の電

気事業での申請会社との競争を妨げ、重要な公共サービスの「独占」をはかることになる.

得が、会社の目的の範囲の「取引行為」に含まれるというが、大株主になるための株式取得は、右に含まれないし、また、 州法上、「チャーターもしくは設立協定で特定された以外の目的」の事業は、禁止されている。 申請会社側は、 イ社の株 本件 式取

は、土地取得のための行為とも、みることはできない。

でより確実な(イ社の土地の)占有を確保することは疑わしい。 の承諾を得たもの、借地人・借家人によって、必要とされない水」の利用が認められるにとどまり、株式保有によるより永続的 他方、補助発電というのは、イ社の土地における水力発電であるが、申請会社とイ社との合意では、「イ社 自 身ならびにイ社

よって、申請会社の申請を棄却する。

C―〔34〕 ボストン電灯会社申請事例

【事案の概要】 ボストン電灯会社からの二五万ドル社債発行認可申請で、二〇万を設備の拡張ならびに付加に、五万ドルを流

動負債の弁済に充てるというものである。

且つ、今後の設備の拡張と付加 extensions and additions とは、公衆の需要(新規需要を含む)のために、必要である 【決定要旨】 委員会の調査によると、現時点の申請会社の設備の公正な価値総額は、現在までの社債と株式の総額に等しく、

委員会は、申請会社が、負債を、永続的な負担として借入するよりも、会社の収入から弁済するという政策を採用することを

許すのに十分〔収入能力がある〕ということに満足である。

%以内の利率の社債の発行を認可する したがって、申請会社に、九五年七月一日以降の設備の拡張と付加のためにのみ用いられる二○万ドル以内で三○年以内、 五

C―〔35〕ボストン電灯会社追加申請事例(※)

【事案の概要】 再度ボストン電灯会社から、電線地中化の費用(CⅠ[24] 参照)に充てるため、二○万ドルの社債追加 発行

認可申請が行われたものである。

期間三〇年以内、利率五%以内の社債二〇万ドル以内の発行を認可する。 から予想される費用総額と、申請額とが一致する。よって、先の社債認可に加えて、電線地中化のためにのみ用いられるため、 【決定要旨】 ボストン市電線委員から、九四年ならびに九五年に指定された電線地中化のための申請会社の地中化事業計画書

C---[36] アビングトン&ロックランド電灯電力会社申請事例 (ii)

九四年法施行ののち、無届のまま、六四株を発行し、負債の弁済に充てていた。 委員による新株発行認可制の採用される以前には、六六五株(六万六千五百ドル)で、負債が五万ドルであったため、 【事案の概要】 アビングトン&ロックランド電灯電力会社からの八五株(八千五百ドル)の新株発行認可申請である。 認可制の

【決定要旨】 申請のうち六四株分は、右の無認可分の取消のためと理解される。申請の株式発行後の同社の資産価値は、 株式

の総額を超えるものと算定される。よって、

新株発行に伴う株式評価は、一株百ドルとする。 申請会社の八五株の新株発行は、うち六四株は(九四年法施行の)九四年七月一日以降に発行されたものの取消と買取りのた 残り二一株は、 未払い約束手形の弁済のためにのみ用いられるものとして、一株百ドル、 八五株の発行を認可する。さらに

C---[37] フォール・リヴァー電灯会社申請事例 (%)

ドルから三五万ドルへの増加が、九六年法により認められている。 (歌) ズ取得のため、一五万ドルの新株発行を申請したものである。同社は既に、エジソン社の財産等の取得のため、資本金の二〇万 【事案の概要】 フォール・リヴァー電灯会社が、 フォール・リヴァー・エジソン社 (C-[28]) の財産、 権利、 フランチャイ

産は、流動負債額よりもいくらか大である。よって、 【決定要旨】 エジソン社の設備の公正な評価は、計画の株式の金額総割よりもいくらか大であり、手持ち資金その他の当座資 特権及びフランチャイズの購入に充てるためのみに、一株百ドルで一五〇〇株(一五万ドル)の新株の発行を認可する。 申請会社に、フォール・リヴァー・エジソン電気照明会社の全財産、権利、

C---[38] アトルバーロウ蒸気&電気会社申請事例(図)

【事案の概要】 アトルバーロウ蒸気&電気会社からの、三万五千ドルの社債発行認可申請である。

であったが、委員会のヒアリングより前に、三万五千ドルに减少している。申請会社は、抵当権の抹消と、 た(C-[26] 事例)が、その後右施設は改善され、そのために負債が一万二千ドルに及んでいる。 【決定要旨】 申請会社に対しては、九五年一月に、一万ドルの抵当権付電気施設の購入のため、六五○株の新株発行を認可し 資本は、当初六万五千ドル 流動負債の削減、 ts

らびに施設の増強のために、社債発行を申請していることが明らかとなった。

金の返済に、残り八千ドルは、同社の設備の今後の増強のためにのみ用いるとして、発行することを認可する. よって、申請会社に、三万ドル以内、二〇年以内、年利六%以内の社債を、一万ドルは抵当権抹消に、一万二千ドルは、

C—〔39〕 ナティック・ガス&電気会社申請事例 (部)

【事案の概要】 申請会社からの、五千ドルの社債発行認可申請である。

ハム両町と商用電灯供給の契約を締結し、委員会によるヒアリングにおいて、申請会社は、右のため両町に電線を敷設するため 【決定要旨】 申請会社は、九五年設立後に二社の電気施設を買収した(Cー[2] 事例)が、 その後、 ウェレズレイ、

申請会社に、 ウェレズレイ、ニードハム両町の電線敷設のためにのみ用いるために、五千ドル以内、 利率六%以下の社債の発

C──〔40〕ユナイティッド電灯会社申請事例(ੴ)

行を認可する。

社債発行を申請したことが認められる。

施設のため、一一万ドルを借入金〔返済〕基金のためで、合計二〇万ドルの、社債発行の認可を申請したものである. 【事案の概要】 スプリングフィールドのユナイティッド電灯会社から、九万ドルをインディアン・オーチャード村の補助発電

ることを可能にする目的での債券の発行をも、承認したもののように思われる。 (家) たが、〔委員会の解釈では〕立法者は、単に同社の右株式への投資を承認しただけではなくて、そのような株式を取得し保 有 す 【決定要旨】 申請会社(Cー[33] 事例)は、九六年州法三八六号で、インディアン・オーチャード社の株式 保 有を認められ

ては、借入金減額の目的のため申請されている債券の額と発行済の〔申請会社の〕株式の合計をいくらか上回るものと認めるこ 申請会社の建物及び備品は、〔申請会社の株式と〕同等の価値と認定される。また、保有するイ社の株式の〔資 産〕評 価とし

るイ社株式の合計額は、その時点で発行済の全株式と社債と〔の価値〕を示すのに十分〔充足するもの〕である。 補助発電施設のための費用が、本件申請を上回ることに、委員会は満足である。本件施設完成時の同社所有の施設と、

借入

○ドルとする

万ドルを流動負債の弁済のためにのみ、合計で二○万ドル以内、二○年以内、利率五%以下での社債の発行を認可する。 申請会社に、九万ドルをスプリングフィールド市インディアン・オーチャード村の電気施設の建設のためのみに、

C―〔41〕エジソン社(ボストン)申請事例 (88)

○万ドルの株式発行が認められ、うち二○○万ドルが本委員会の認可対象で、ヒアリングによると、既に三四二万ドルが発行済 【事案の概要】 ボストンのエジソン電気照明会社から、六〇万ドル相当の新株発行申請であり、 同社は、 九二年州法で、五〇

ためのみに、一株百ドルで五千株(五〇万ドル)の新株発行を認可する。さらに新株発行に伴ら同社の株式の評価は、 額を認めるが、以前よりももっと急速に資産を強化するような収益の政策〔を同社がとること〕に注意を促すものである。今回 ことになる。しかし、委員会は、公衆への適正な供給のための設備の拡張のために、多額の支出が必要であることから、申請全 価において正当化できない。右の物件ないし配線の額を計算に入れないと、現存の資産は負債(liability)〔総額〕を一部欠ける 回申請の一五%〔強〕を加えた合計五五万ドルを、〔特許や〕ライセンスに支払うことについては、委 員 会は、ライセンスの評 投資を計画中で、後者の計画は、委員会選任の専門家により了承された。しかし、既に支払われた四七万五千ドルに加えて、今 の株式のいかなる部分も、いかなるライセンスやパテントの支払いに用いられてはならない。 よって、委員会は、申請会社が、九六年六月三○日以降の同社の施設の付加と拡張のために生じる負債の支払いに用 【決定要旨】 ヒアリングの結果、申請会社は、九六年六月以降、二五万五千ドルを設備投資し、さらに五二万五千ドルの設備

C―-〔42〕 ウォバーン電力会社申請事例(質)

債権者から、 は、九七年(破産)管理人の手に渡され、その時点で株式一二万ドル、抵当権(抹消)のための抵当付社債一〇万ドルがあり、 会社から、一二万ドルの株式と、一二万ドルの社債発行の認可申請がなされたものである。右の買収対象のウォーバン電灯会社 【事案の概要】 八八年設立のウォバーン電灯会社の施設ならびに資産購入のために、九七年設立のウォバーン電灯 破産裁判所 insolvency court に、総額一六万八千ドル余が請求されている。本件申請会社は、 右電灯会社の社債保

手続きは、当事者の合意で取下げられ、管理人も解任されている 有者全員、株主ならびに債権者の殆んど全員(破産裁判所請求の九六%)により設立されたもので、本件申請の前に、

結果一八万五千ドル前後と認定される。〔前社の〕資産評価によると、右経費とほぼ同額である。よって 【決定要旨】 ヒアリングにおいて、新会社設立に当り、旧会社の証券を取得するための金額の立証は十分ではないが、 委員会は、ウォバーン電灯会社に現在属する全ゆる人的ならびに物的財産、営業、権利、債権、フランチャイズ、契約、 審査の

に対して、一株百ドルの株式千株と、八万五千ドルを超えず三〇年以内、年利五%以内の一番抵当付社債 first mortgage bonds 権および全ゆる名称、性質、種類の動産物件を、全ての〔担保的〕負担から自由〔な状態〕で、購入するためのみに、申請会社

C―〔43〕ケムブリッジ電灯会社申請事例(※)

の発行を、それぞれ認可する。

【事案の概要】 ケムブリッジ電灯会社からの一○万ドル相当の新株発行認可申請で、施設拡張と流動負債の弁済に充てるとい

の合計額は、同社の〔施設等の〕公正な価値をいくらか上まわっている。同社は、収入からカーバーしうる額をこえる異常な減 なサービスのために必要で、新株発行なしに同社が十分な資金をまかなうのは困難である。よって、 に負担を課することなく、現在の形で、完済することができるものと思われる。同社の施設の拡張は、新規需要と公衆への適正 への最小の負担で行うかは、個別問題であり、本件申請の下で決定する必要ない。また、同社の負債は、会社にも公衆にも不当 価償却を行ってきている〔ことによる〕。収入へのコストとして減価償却は必要であるが、減価 償 却をいつ、どのように、公衆 【決定要旨】 申請会社の発行済株式は二〇万ドル、社債が二〇万ドル、約束手形による負債が七万ドルである。株式と社債と 申請会社に、その施設の拡大・拡張のためにのみ用いるとして、一株百ドルで五○○株の新株発行を、認可する。さらに、新

C―〔44〕マルデン電気会社申請事例

マルデン電気会社(C--[3])からの、一〇万ドルの債券発行申請である。 同社は、八九年一月に、一〇万ド

株発行に伴う同社の株式の評価を、一株百ドルとする。さらに、委員会は、同社の負債弁済のための新株発行申請を棄却する。

ルの社債を期間二〇年で発行したが、九四年以降、同社の選択により、繰上償還できるという。

【決定要旨】 ヒアリングの結果、同社は旧社債の償還に充てるため、 社債の発行を希望しており、 旧社債の利率は六%、 申請

の利率は五%と認められる。よって、 発行済第一抵当社債の償還のためにのみ用いるため、一〇万ドル以内、二〇年以内、 利率は五%で、

社債の発行

C--[45] ウォーチェスタ電灯会社申請事例(記)

を認可する

申請会社に、

ドル相当の新株発行申請である

【事案の概要】 一八九二年に発行した一〇万ドルの社債の償還と施設拡充のための、ウォーチェスタ電灯会社からの、一〇万

と評価する。 して、一株百ドルで千株(総額一○万ドル)の新株の発行を認可する。さらに、新株発行による同社の株式は、一株一三○ドル [電気]設備建設に充てるためであった。同社施設の価値は、発行済の株式と社債の合計額を超えるものと認定される。よって、 委員会は、申請会社に、一〇万ドル以内を同社の発行済抵当付社債の償還に、残余を同社の施設の拡充のためにのみ用いると 【決定要旨】 右社債は、期間二〇年であるが、同社による告知後、繰上償還できることになっている。 右社 債は、当 初

C--[46] サマーヴィレ電灯会社申請事例(部)

まったが、五千ドル分を除いては、取消しのため会社に返還されたという。 決定され、うち一万七千ドル分は、委員会認可制実施前に発行され、認可制実施後、認可を受けることなく縁故債を発行してし 【事案の概要】 サマーヴィレ電灯会社の一○万ドルの社債発行認可申請である。九三年、株主により二○万ドルの社債発行が

【決定要旨】 申請会社は、発行済株式二〇万ドル、債券二万二千ドル、手形(債務)一〇万八千ドルで、本件申請一〇万ドル

たとえ配当を下げても、出来る限り早急に支払りべきである。委員会は、発行済を含めて、五万ドルの社債発行を承認すること同社の施設ならびに会計を調査の結果、右負債の大部分は、事業の試験段階での、異常な減価償却によるものである。負債は の社債発行は、右手形決済のためである

ができる。よって、

る。右命令の条件に合致した同社の既発行のいかなる債券も、ここに裁可され確認される。 申請会社に、同社の流動負債の弁済のためにのみ用いる三万三千ドル以内、二〇年以内、年利五%以内の社債の発行を認可す

C-〔47〕 ウォバーン電力会社申請事例(※)

八万五千ドルの社債償還のための八万五千ドルの債券発行について、認可申請がなされたものである。 【事案の概要】 ウォバーン電灯・熱・電力会社(C−[42])から、新発電所建設のために、二○万ドルの新株発行と、発行済

【決定要旨】 申請会社の設備投資計画の殆んどは、全くの新規施設のためであり、右計画の費用は、 申請の証券額にほぼ等し

い。発行済株式のうち三万五千ドル分が引取られ相殺されたので、現時点の株式は六万五千ドルで、社債は、当委員会が九七年

に承知した八万五千ドル(C-[4])である。よって、

費に、残り八万五千ドルは、現在発行済の社債の償還に充てるものとし、右発行を認可する。 さらに新株発行に伴う株価評価は 付債券を、新株全額と社債の一部、もしくは新株の一部と社債の一部、合計九万ドル分は、新規設備のための土地ならびに建設 委員会は、申請会社に、一株百ドルの新株一一〇〇株(一一万ドル)と、一七万五千ドル以内、三〇年以内、五%以内の抵当

C―〔48〕 ウォバーン電力会社再申請事例(部)

一株百ドルとする

再度申請のあったものである。 【事案の概要】 同じくウォバーン社から、右認可のあった一七万五千ドルの社債について、異なった期間で発行したいとして、

【決定要旨】 申請会社に、同額の社債を、期間二○年以内、年利六%以内で、既述(C−(47))の目的にのみ用いるため、

C―[49] アイヤ電灯電力会社申請事例(※)

【事案の概要】 九八年設立で、未だ発電設備を有しないアイヤ電灯電力会社からの、五万ドルの新株発行申請である。

が分った。よって 供給のための送配電線の拡張、ならびに、 【決定要旨】 ヒアリングから、 同社は、 同社役員のW・M・サーチェント氏の発電設備と事業との買上げを計画していること アイヤ町の電気供給設備の建設と、グロートン、 ハーヴァード、 シーリーの各町への

その他の財産と共に購入するためにのみ用いるとして、その発行を認可する。 Shirley, Harvard, Groton 三町への送配電拡張のため、残り二○株分をW・A・Sargent の施設と事業とを、債権、権利、 委員会は、申請会社に、一株百ドルで三〇〇株の発行を、りち一二〇株分をアイヤ町の施 設 の建設のため、 一六 () 株 分を

リー電気会社申請事例(邪)

可が申請されたものである。 【事案の概要】 リー電気会社から、 施設拡充、負債弁済、社債償還のため、一万ドルの新株発行と、三万ドルの社債発行の認

を資本もしくは抵当証券に転換するのを、委員会は承認出来ない。よって、 同社の設備は現在発行済株式及ひ社債と、公正に等価である。拡張にともなう負債は、収入にとって適正なものであって、 【決定要旨】 申請会社は、その送配電線拡張と、現在リース中の土地ならびに水力発電の買上げのため、

右申請を行っている

る ١, は ルは同社施設の拡充にのみ当てるとして、その発行を認可する。さらに、新株発行にともなう同社の株価は、 委員会は、申請会社に、一株百ドルで九○株の新株と、二万三千ドル以内、三○年以内、年利五%以内の社債の発行を、 リー町内の同社占有の土地ならびに水力発電施設の買上げに、社債二万ドルは発行済の同社抵当付債券の償還に、残り三千 一株百ドルとす

5 【その後の事実経過】 負債を増加させぬため申請の認められなかった四千ドル分の社債発行の必要性が主張されたので、 右決定の七月二一日ののち、 ヒアリングが再開され、 同社がさらに施設拡充の計画を有していることか 追加決定が九月八日に下

内の債券の発行を、追加して認可する。 【追加決定】 同社に、 蒸気ならびに電気施設の拡張の費用に支払われるのみのため、四万ドル以内、三〇年以内、 年利五%以

73

C―〔51〕アイオワ電力申請事例(沼)

【事案の概要】 アイオワ電灯・熱・電力会社からの、八万ドル相当の株式と債券の発行認可申請である。

次のように決定する。 イオワ州法下設立のマリオン電灯・熱・電力会社を、申請会社は買収する計画であるが、マリオン社の全資産価値を調査の結果. 【決定要旨】 ヒアリングの結果、 申請会社は、マサチューセッツ州で設立され、その設備はアイオワ州のマリオンにある。 ァ

債権、フランチャイズ、契約、リース、全ゆる名称、性質種類の動産物件を、全〔抵当〕負担から自由な状態で購入するために のみ用いるために、一株百ドルで三〇〇株と、年利五%以内の三万ドル以内の社債の発行とを、認可する。 申請会社に、マリオン電灯・熱・電力会社 the Marion Light, Heat & Power Co. に属する全物的・人的財産、営業

可が二七件にのぼっている。以下、右の二四件を中心に、全般的な傾向を分析してみよう。 社関係のを除いて、右の他、三〇件余りの事例が、決定されている。そのうち、申請額の減額が六件、 会年次報告(一八九五年から一九〇一年。いずれも前暦年分を収録)から選び出したものである。右の七ヶ年間に、 田第一に、新株もしくは社債発行の目的についてみると、全くの新規開業の場合の、既存の電気設備の買収 臼右に採り上げた二四事例は、事実関係もしくは決定理由ないし決定内容からみて、注目すべきもののみを、 申請通りの認 ガス会

ある。 充当、発行済社債の繰上げ償還ないしは満期償還(借替債発行を含む)、他社施設の買収といったところが、一般 的 で 電力会社についてみると、流動負債の弁済、新規設備投資費ないしは新規設備投資から生じる将来の負債の弁済への 〔26〕〔29〕〔32〕〔42〕〔49〕)もしくは自己施設への設備投資(C-〔25〕〔49〕。但し〔25〕はリースのもの)、既に 営 業 なお、 右の新規開業のうち、C―〔42〕事例は、倒産会社の株主・債権者が、 新会社を設立するというもので、 中の

第二に、委員会決定としては、 申請を全額認めるものと、 一部減額するものとがあるのは、 先にも述べた通りであ

やや特異なものである。

債券発行が認められないとした (C-[3])。 ながら、 業の競争制限を、 うこともあること、 の 永続的投資は、 前者については、 対象になってい したものである 利 益のためにではなく、 右から起因する負債の弁済のための債券発行を認めなかったものである。 申 右会社の所有地内での水力発電について、 の棄却 チャ なかった別資産に抵当権を設定して借入れることが可能になったという、 C-(27)° 市内のある会社の株式の過半数を取得するために資金を投じたことに起因しているが、 事 (州の許可なく) 例が、 右会社自身、 ーターによる会社の目的を逸脱していること、 全株主の利益のために行動するため、 二件ある。 残る一件は、 行り危険性のあることから、電力会社の右会社支配目的での株式保有を認め 電気事業を事業の目的の一つとしているため、 うち一 流動負債の弁済と、 件は、 まともな条件で合意することが出来ていないため、 新発電所資金のための新株発行認可申 水力発電建設費のための社債発行認可 電力会社ならびに需要家の利益と相反する行為を行 しかも、 右の株式を保有された会社は、 後者については、 大株主として、電力会社が、 言わば目的を別の形で達成 請だが、 折角大株主とな 抵当証券の 神請であるが、 このためにも このような 電力会社 ないと 抵当

の可 カ 取得は許されぬとしたのである。 ることから、 他社株式保有規制として、 否定される点なのである 委員会の の 能性を挙げているのである。 、電力会社の投資・兼業の規制について、 「投資規制」 第二に、 電力会社の事業と無関係ではないけれども、 両社の利害対立の可能性、 の論理が、 一部検討を行った。本件 (C-[3]) の場合、 我々にとって興味深いのは、 委員会の右説示は、 九六年の コ 我が国でも、 ナイテ 第三に、 1 論理的には完璧であり、 ッド たまたま両社が電気事業で競合しうるため、 土地の取得は許されても、 現在議論の対象となっており、 電灯会社法」 単に委員会決定の論理にとどまるものではな 対象会社が、水力発電の適地の所 (L. 1896, Ch. 386) 第一に、 同社に支配を及ぼすための株式 会社設立の目 本稿でも、 によって、 不当な競争制 一的の範囲 四章第三節 ものの見事に 有 者であ かどら 右 (4)

ろが、 右州法を制定した、もしくは制定させた政治的目的は、正しく委員会解釈の通りであろう。このようにして、 ード社の株式保有を認めるものである。 らわれている (C-[4])。 ―〔3〕)で棄却した一一万ドルの流動負債弁済のための社債発行を、右州法ののち、 る目的での、 って、 リング市ならびに周辺で電気事業を営むとか、 「投資規制」の論理は、 右の九六年法は、 委員会は、 何も特別にユ社のために州法を設ける必要はない。したがって、 自治体からフランチャイズが与えられる限り、また、先発事業者が存在しない限り、そもそも委員 会 事項でない)であ 債券発行を承認したものと解している。条文の文理上は、右は論理的につながってはいない。 何ら珍らしいことではないが、その規定の内容は、 州立法者が、イ社の株式の保有を肯定したということは、右の株式の取得ならびに保有を可能にす 特定の会社を対象とする州法であり、 もちろん、真の問題点は、 個別州法による政治の論理の前に、 同法一条は、 委員会の認可の下、 もっともらしく、 委員会の論理と、政治力との勝敗にあるのではなくて、 このこと自 屈服したことになる。 ユナイテッド社に、 社債発行が出来ると規定するが、 体 主眼は、 ユ社は、 は (会社の設立自体が個別州法によることもある イ社の株式保有の公認にある。 ガス・電気委員会の許可の下、 発行承 認することに、 ――このことは、 問題のインディアン・ これは当然の話 前の決定 (C オー 顕著に しかし 委員会 いずれ スプ とこ

力である。 済可能かどうか 計画が妥当なものであるかどうか、ならびに投資に要する推定額、 していることが、 (ド第三に、 急激な減価償却により、 委員会として、 いずれの申請についても、 (全体的な当劾会社の財務状況ならびに資金需要と照らし合わせて) を、 決定理由から、 統一的な減価償却の基準は定立していなかったようで、 財務体質をかえって悪化させた事例もある(同右)かと思うと、十分な減価償却を行っ うかがえることである。この中で、 施設の買上げであれば、当該施設の価値、 流動負債の弁済であれば、 理論的に興味を引くのは、「減価償却」 専門家の鑑定等も得ながら、 新規設備投資であれば、 個別問題だとしている 毎年の収入の中かや弁 (C - (43) 設備投資 の Þ 吟味 ŋ

の処理の仕方が、真に電力会社ならびに公衆

(需要家)の利益であったかに存することは、言うまでもない。

ていなかった 償却の妥当性を、 (C-[29] の買収対象会社) 審査したにとどまるのである。 事例もあり、 新株・社債発行認可申請があって初めて、 個別に、

を除く他の三一社は、極くわずかの額(資産ないし資本の〇・五%以下)にとどまると言う。ベーミスは、(※) **りち二五万ドルは、ボストン電灯会社一社のものであり、八三社のうち三三社のみが減価償却勘定を設けていて、** らの七年間でならしてみて、総資産額に対する減価償却費は、 ストン電灯 委員会年次報告を分析し、 最高の償却は、九五年度の三・六二%であると指摘する。 (②)③) (資産の八%、資本金の一五%相当額)、ボストン・エジソン電気照明会社 (資産の二・三%、資本金の二・八%) コモンスは、 九六年度に、 州全体で総資産の三%に当る四四万六千ドル 同州内の電力会社全体で、 一・九一%にとどまり、 が減価償却費で、 九一年度 か

して、(資金需要ないし社債もしくは新株で弁済すべき負債の)対象とはしていないのも、 次に、若干の会社についてエジソン社に対する「パテント料」(ヒー〔28〕〔4〕)は、 興味深い 委員会として、 評価しかねると

株分)認められた事例もある。 業が進められ、 .第五に、既に本稿第四章第二節⑹で検討した電線地中化に関連し、ボストン市では、州法によって電線地 このための資金のため、 ガス・電灯兼営会社から、 債券発行が認められている事例がある (C-[24] [35])。また、法による強制 電線地中化とガス施設の拡張のため、 新株発行 (申請は一一〇〇枚) が (千 中化

(もしくは自発的に会社により)、無認可分を取消すという措置がとられていることである(C-[36]〔46〕)。

| 伊第四に、委員会による認可を得ないで行われた新株発行もしくは債券発行が、のちに至って、

委員会の手により

は 複数の使途目的の内訳金額を明定していないものもある (C--[4]) が、原則的には、 複数の使途 目 的

限度額を明定しているのである。やや特殊なケースとして、委員会決定後、社債の償還期間と年

新株発行にせよ、債券発行にせよ、

いずれも、

使途を特定して、

認可している点である。

但し、

なか

は

各個について、

ていないかのようである。

容を求めたもの(C-(50)の、 利のみの変更を求めたもの(C-[43]、再度のヒアリングにより、資金需要をさらに主張して、当初申請額の全面 いずれのケースも、委員会により承認されており、「一事不 再 理」は、 ここには働

ら百二十ドルの評価であるが、なかには、一四○ドル(ワーチェスター社)とか 一五○ドル(ボストン社)、一七五ドル(ឱ) 業する会社が、株式資本を増加させるときには、 (ボストン・エジソン社) の例もある。この制度は、 第七に、 新株発行を認めるときには、 新株発行にともない全株式の評価を行うが、大体が一株百ないしは百十か 〔委員会により〕認可された目的のために必要 な 数の 新 株 式 冒頭でも若干触れたが、「ガス灯、電灯……を所有するもしくは営

new shares) は、その〔現在の〕株主に、株式増加時の市場価格と同様の価格

(not less than market value)

〔持株

もしくは発行されてはならず、現金で支払われねばならない 日間で五日以上、〔会社役員により〕公告されるものとする。いかなる新株も、その価値よりも少ない金額で、 は他の市町で、セリに出す at auction ことができる。右の日時と場所とは、 新株割当てと発行価格を告知し、仮に株主が引受けない株式が残ったときには、委員会の指定するボストン市もしく 数に〕比例して提供される。右〔新株発行〕価格は、委員会が、当該会社の従前の売買価格ならびに他の適切な諸条 (other pertinent conditions) を考慮して決定する」というものである (L. 1894, Ch. 472, Sec. 1)。 (Id. Sec. 2)。 つまり、 委員会指定の少なくも三紙以上に、十 右の規定から、 会社役員は、 新株発行は、 株主に、 販売 額面

(景) 10 ANNUAL REPORT, supra note 298, at 34-35 (1895).

発行ではなくて、いわば時価発行に近いものであることが、うかがえるのである。

- (35) Id. 35-3
- (景) Petition of the Boston Electric Light Co. 10 id. 42 (1895).

Petition of the Grafton Electric Co., 10 id. 45 (1895)

364

- Petition of the Attleborough Steam & Electric Co., 10 id. 46
- 352 Petition of the Northampton Electric Lighting Co., 11 id. 19 (1896)
- 353 Petition of the Edison Electric Illuminating Co. of Fall River, 11 id. 20
- 354 Petition of the Natick Gas & Electric Co., 11 id. 23 (1896).
- 355 Petition of the Malden Electric Co., 11 id. 25 (1896)
- 356 Petitions of the Milton Light & Power Co., 11 id. 34 (1896)
- 357 Petition of the Block Plant Electric Light Co., 11 id. 37 (1896).
- 359 Petition of the Boston Electric Light Co., 12 id. 18 (1897)

358

Petition of the United Electric Light Co., 11 id. 41 (1896).

- 362 Application of the Fall River Electric Light Co., 12 id. 27 (1897).

Petition of the Electric Light & Power Co. of Abington & Rockland, 12 id. 24 (1896) Id., 12 id. 23 (1897). 同社は、翌年も同一目的で二〇万ドルの社債発行が認められている。

> 13 ā:

361 360

- することを認める法律」(L. 1896, Ch. 143) である。同法により、フォール・リヴァー電灯会社は、エジソン社もしくはその れた (Id. Sec. 2)。 五〇万ドルに増加させることを認められたが、新株発行は、九四年法と合致するように〔つまり、委員会の認可事項〕定めら 株主に、その資産、 「フォール・リヴァーのエジソン電気照明会社に、その財産とフランチャイズとを、フォール・リヴァー電灯 会 社に処分 権利、免許、特権ならびにフランチャイズの〔取得に当っての〕支払いのため、資本金を二〇万ドルから
- 365 Petition of the Natick Gas & Electric Co., 12 id. 32 (1897).

Petition of the Attleborough Steam & Electric Co., 12 ANNUAL REPORT, supra note 298, at

- Petition of the United Electric Light Co. of Springfield, 12 id. 39 (1897).
- 386) は、「スプリングフィールドに所在するユナイテッド電灯会社は、ガス・電気委員会の承認にもとづいて、その事業をス級)「ユナイティッド電灯会社に隣接市町での事業と、ある株式の保有ならびに債券の発行を承認 する 法 律」(L. 1896, Ch. プリングフィールドに隣接する市と町とにおいて遂行すること… がこれ〔本法〕によって認められ、 また、同社は、インデ

アン・オーチャード社の株式を所有するものとし (may hold)、ガス・電気委員会の決定する金額と時期において、

債券発行とは、直接的関連はないように解釈できるはずだが、委員会は、相互関連があるように解釈している。 抵当もしくは保証になるものとする」と規定している(Id. Sec. 1)。条文の文言上からみる限り、イ社の株式保有の許容と、 発行するものとし、社債の償還の保証として、そのフランチャイズならびにいかなるまたすべての物的ならびに人的資産が

- 368 Petition of the Edison Electric Illuminating Co. of Boston, 13 ANNUAL REPORT, supra note 298, at 21 (1898).
- (愛) Petition of the Woburn Light, Heat & Power Co., 13 id 25 (1898).
- $(\stackrel{\scriptstyle <}{\lesssim})$ Petition of the Cambridge Electric Light Co., 13 id. 30 (1898).
- (፳) Petition of the Malden Electric Co., 13 id. 32 (1898).
- (E) Petition of the Worcester Electric Light Co., 13 id. 33 (1898)
- (\varepsilon) Petition of the Somerville Electric Co., 14 id. 15 (1899)
- (意) Petition of the Woburn Light, Heat & Power Co., 14 id. 20 (1899).
- (55) Id., 14 id. 30 (1899).
- (\vec{\varphi}) Petition of the Ayer Light & Power Co., 15 id. 20 (1900).
- (≲) Petition of the Lee Electric Co., 15 id. 24 (1900).
- (\vec{\varpi}) Petition of lowa Light, Heat & Power Co., 15 id. 27 (1900).
- 八四年一月号)三八頁 藤原・前掲註5・(公益事業研究) 一○八頁、(エネルギー経済研究) 一七八頁、同・前 掲 註4・(エネルギーフォーラム
- 統的な会社設立フランチャイズの考え方からすると、チャーターに掲げられた以外の事業は出来ないとして、制限的に解され ることになる。 我が国の現時点での議論としては、会社の設立の目的の範囲内かどうかは、ネックにはならないだろうが、アメリカの伝
- 38) 前出註367
- ਵੈ) Commons, supra note 242, at 113
- (\(\xi\)) Bemis, supra note 244, at 207-8
- 減価償却について、若干註釈が必要である。コモンス、ベーミスの分析した、委員会年次報告における減価償却の数字 各社の損益勘定 profit and loss account に計上されたものである。一例として、右のボストン電灯の一九〇〇年六月期

価償却四○万ドル余などが、計上されている。その一期前(九九年六月期)は、 六万ドル余)、株式売却プレミアムの二五万ドル余などが計上され、 をみると、利益勘定に製造勘定 Manufacturing Account での利益四三万ドル余 損失勘定に支払利子九万ドル余、 減価償却は三千ドル弱にとどまっている(16 (営業収入九○万ドル余マイナス営業費用 配当一八万ドル余、 減

ANNUAL REPORT, supra note 298, at xx; 15 id., at xxi)°

的償却か)くらいのものである。(ちなみに、同期の販売収入一〇万九千ドル、営業支出六万八千ドル、支払 利 子一万四千ド うと、右の九五年六月期の「減価償却基金」(おそらく、減価償却を行わなかった過年 度 分のためのものか、あるいは加速度 減価償却が、損失勘定に計上されている。他方、帳簿上の総資産 Total Assets as per books of Co. は、九〇年六月期に三五 却基金一万ドル」が計上されている。その後、右委員会決定時まで、九六年六月期と九七年六月期に、それぞれ一万ドルずつ、 場するのは、 とするのは、どのような意味なのだろうか。ケムブリッシ電灯会社は、八六年創業であり、委員会年次報告に収録されるよう 万ドル余だったのが、九二年六月期以降、四六ないし四九万ドルの範囲で増減を繰り返している。問題になりそうなものとい になったのは、九〇年版(八九年度決算)からであるから、三年ほどの資料的ブランクがある。損益計算に「減価償却」が登 それでは、C-〔43〕事例において、委員会が「収入から合理的にカーバーしうる額をはるかに超える、 配当一万二千ドルであった)。 同社の場合、九六年度版(九五年度決算)以降の話であり、九五年六月期に、「減価償却一万五千ドル、減価償 異常な減価

335 Petition of the New Bedford Gas & Edison Light Co., 16 ANNUAL REPORT, supra note 298,

at

29

- (\vec{\pi}) Petition of the Worcester Electric Light Co., 16 id. 28, 29 (1901)
- (55) Petition of the Boston Electric Light Co., 15 id. 29, 30 (1900).
- 388 Petition of the Edison Electric Illuminating Co. of Boston, 15 id. 3 31 (1900)

第五章 結 語

;

(1)

「十九世紀米国における電気事業規制」

と一口に言っても、

電気事業そのもの、

あるいは、

事業に対する法制は、

州により、

都市により、まちまちであり、また、

規制対象たる事業者の状況によっても、

照することは、 実務家をも、 るのではないかと、考えたのである。さらに、本稿は、研究者だけでなく、特に公益事業規制に関心のある官・民の 立を急ぐとすると、 とが、望まれたわけである。しかし、筆者としては、 するのが、 りもむしろ、判例ならびに委員会決定の内容そのものを、かなり詳細に収録することによって、判例・決定自らによ 州立法者、 当時の生々しい歴史的事実を語らせることにも、 本稿の任務であった。つまりは、帰納法的に、 読者に想定している。 我が国の大学図書館ならびに官民資料室においては、必ずしも容易でないことも、考慮に入れてのこ 都市行政当局、 実は、誤まった歴史理解を導いてしまうのではないかということを、 裁判所、州ガス・電気委員会により、 米国のロー・スクールと違って十九世紀の米国の判例ならびに州委員会決定を参 異国の、しかも百年前の事柄をテーマにする際には、 個別事案における種々な利害の緊張関係を捨象し、 一般的命題(もしくは判例の傾向といったもの)を樹立するこ (立法行為も含めて) 個別になされた判断を 懸念したのである。 一般命題定 意義があ それよ

複数事業者に競争させた都市において、 際の運用面で憲法の規定を緩和した州があった(第四章第二節⑵②)こと、さらに、 か 他的フランチャイズを禁ずるという政策を採用した州においてすら、 章)。 結論的に言えば、 の (2)筆者は、 事例 (同節(2)③) 冒頭において、 のあったことだけにとどまらない。マサチューセッツ州はじめ、 この目的は、半ば達せられたと考える。それは、州憲法によって、 本稿執筆の動機が、 結局のところは、 電気事業の「地域独占」のルーツを探ることにあると述べた 合併、 吸収、 いわゆる公益事業をその対象から外したり、 撤退等により、 排他的フランチャイズを認めず、 いくつかの州では、 ある時点以後、 社独占に落ち着いたいくつ 新規 新規の排 (第一 参入 実

限ないし新規参入調整的な規定を、

一九世紀後半に設けていたのである(同節⑵④)。

そして、

7 サ チ _

1

セ

ッ

ツ州

とでもある。

まちまちであったと思わ

しか、行いえないことを導いた

(第三章)。

右の理論モデルの検証に移る。

会社設立は、

般的傾向として、

一般会社法にもとづくか、

もしくは電気事業者に

州が行いうること、

都市の料金規制は、

州の授権があって行うか、もしくは道路フランチャイズ契約上の義務として

である 具体的判断として新規参入に否定的な結論を導き、その結果として、「地域 独 占」が肯定されたということになるの おける過去の電気事業の競争の歴史、 めない傾向にあり、 における右規定 らかがえる (同節1)③) その判断を導いた理由として、第一に、 (第四章第五節(3②台)。 の、 ガス・電気委員会による運用をみてみると、結論としては、委員会は新 規 参入を認 第三に、現存の電気事業者の設備能力、 すなわち、極く抽象的に新規参入の可否を論じたのではなく、 当該市町の人口、 面積(人口密度)、第二に、当該市町に 料金、サービス等を、十分に考慮して 別

1 もとづき、州により直接または都市によって付与されるという、二段階的なフランチャイズとなっていること、 ことであった。第三は、電柱・電線を敷設する電信・電話との間に、 イズの付与というのが第一にあり、 いうことであった(第二章)。 二は、先行したガス (**3**) 筆 料金規制を行なうとすれば、 第一の、事業規制の理論モデルとして似州による主権ないしポリス・パワーの行使として、会社設立フラン 一者は、 水道事業や鉄道事業への規制が、電気事業規制へのモデルを提供しうるのではないかということであった。第 一九世紀における電気事業の発展過程から、三つの論点を抽出した。 (灯)会社との間に、 州のポリス・パワーの行使として、もしくは、公益に関係した企業の規制として、 次いで、道路使用についてのフランチャイズの付与が、同じくポリス・パワー 照明・動力等の市場における衝突ないし競争があったのではない 道路使用をめぐる紛争が生じたのではないかと その第一は、 電気事業よりも先行 かという チャ

対する特別法的 に薄れてきた時期にあった。さらに、 な一般州法にもとづくのが通例となっていき、 右の設立認可に際して、 競争制限的配慮は、 個別の会社毎に特別法を制定するという方式は、 行われていなかった

概して、 他的フランチャイズの付与という形式はとらずとも、 道路使用は、 電気事業に排他的フランチャイズが付与された例は稀である 州法により直接認められる場合(個別のチャーターを含む)と、 新規参入制限ないし調整的システムを導入していたことは、 (四章第二節(12) 都市により認められる場合とが が、 若干の州にお いては あ 排 既

あ 争われた事例は、こと電気事業に関しては存在せず、 権限を持ち込むものがみられた(第四章第三節⑵)。 に指摘した通りである(本章②)。 (〔56〕事件) とか、 金規制の手法として、州憲法ないし州法に、 いくつかみられた。さらに、 電気には見当らない。 料金は合理的でなければならない 州法で、 会社チャーター 料金規制権限を、 料金規制に関する規定を設けるものが、 しかし、 傍論的に、 州) (〔52〕 事件) と述べるにとどまる 判例上は、 もしくは道路 使 用フランチャイズ契約 都市に授権し、 州法上の権限授権がなければ都市は料金決定できな 州もしくは都市の料金 料金決定(固定額の決定) 他業種 (同節(1)③) 規 制が、 (鉄道、 (都市) することを認め ス ガス等) ŀ に には トに

当該事業者の全供給区域、 (もしくは改訂案) 料金決定原則に通じるものである の制度を利用して、 負債の利子、 料金の修正を申し出ない限り、「低過ぎる料金ではない」とみなしたことは、 いくつかの料金引下げの事例がある。 公正報酬、 全供給種別 営業費用といった各費目を考慮したことが、 (第四章第五節(3③は)。 (街路灯、 商用電灯、 但し、 電力)におけるコスト配分を考慮したこと、 委員会は、 電力会社側が、委員会のヒアリングにおいて、 料金が妥当かどうかの判断に際して、 注目される。 これらの配慮は、 当事者主義的処理であ 第二に、 今世紀の 減価

サチューセッツ州では、

電気料金に不満の需要家もしくは都市は、

ガス・電気委員会に不服申立てが可能で、こ

明市場での競争状態などを、

個別に審査したものと思われる (第四章第五節③①(ハビ))。

ガス事業についてのものであって、

電灯事業に及ばないとする判例

かゝ

6

ガ

ス会社の

(排他的)

フランチャイズは、

ねない)。 る (つまり、 客観的に低過ぎるかどうかの判断は行わないため、 たとえば値下げ提案で、 出血かどうかは吟味しないことになりか

償却、 請が認められた事例がある 同 州の場合 適正利潤(八%以下)が定められている 公営電気料金について、 (四章第四節(4②)。 原価割れの料金を採用するときには、 右の「原価」 (同節4)(1)。 の定義規定の中にも、 委員会の特別認可が必要で、 全営業費用、 利子、 分 実際に申

である (第四章第五節2)③、 に、 会社からの申請を行って、 同 四州では、 右規定が用いられたのは、 委員会自体に、 (3) (3) (4) (5) (13) (13) (13) 委員会が料金を決定しうることとされた。 (積極的) 料金引下げ決定を不服とする電力会社が、 料金決定権はなかったが、 九四年改正により、 これは、 一種の便法として用いた一件に接したのみ 画期的な規定ではあるが、 (ガスに関しては八八年改正により)、 一九世紀

文で、 している。 もしくは合併することにより、 事項とされ ガス会社の資本が大きいため、 都 1 第二の、 市 ター上、 ガス会社の電気事業兼営を認めるものもあったし (八万人) その場合の、 (同節3)① ガス 兼営が認められる場合もあった。マサチューセッツ州では、 において、 (灯)会社との競争は、 第五節③①付)、その処理のし方をみると、 委員会の論理としては、 合併を認めていない事例もある(Cー「2」)ことからしても、 一社による電気とガスの両者の供給という形をとることになり、 料金を低くする能力があること等を、 一つは、 当該供給区域における人口ならびに需要家数が限定されていること、 ガス会社の電気事業兼営問題として現われた。 (第四章第三節③①②)、 概して、 正当化の論拠としている。 ガス 兼営については、 明文化していなくても、 灯 会社が 市場規模、 ガス・電気委員会の 既存の電灯会社を吸収 もっとも、 委員会もそれを是認 州に 現実の よっては、 個 人口 別 両社 K, の多 認 の 照 明 チ

<u>41</u>

事件、

[60] 事件)。

四章第二節(3②)。 すると、 電灯会社が、 ガス灯会社の供給区域内の照明市場に参入することは、 妨げられなかったものと 思われる

照明市場において、 次第に電化の動きが出てきたことは、 否定できないところである (たとえば、G-[3]事

ある 3 可能であったのである。 う技術的問題 だ、電信会社、 の使用が優先的に認められている電信会社に軍配を上げる判例と、 第三の、 (但し、事案によっては、両者の要件を充足することにより、電信会社に軍配を上げたものがある)。 先住占有を充足しない限り、 電信会社、電話会社との間の、 (もっとも 電話会社と電力会社とが、電柱共架の例もあり(同節ほ②)、電信、 そのような問題の存否自体も、両者で争われていたが)さえ解決すれば、 電信への優先権は、 電柱、 電線の設置をめぐる紛争は、 主張できなかったことになる(第四章第二節⑶③)。 個別に、先行占有者に、優先権を認める判例とが 連邦法により、 電話事業への電灯線の悪影響とい 共存することは、十分 したがって、 郵便道路 post roads 電力会

思われる。 ところもある(同節③)。もちろん、特に大都市では、市場が大きいこともあり、公営と私営とは、 なくても、 (第四章第四節(1)。 特に、 4)電力会社のライバルとしては、右のほか、公営電気事業が、全体のシェアは低かったと言いながら、 競争相手としては、脅威であった。そこで、州法上、自活体による電気施設の買上げという手法を用いた 既存の電力会社の営業を故意に妨害する事例も 皆 無ではなかった (同節2)①四) 共存出来たように 存 在 そうで した

その通りである。

つかの点があった。

地上電柱、 は 電線を撤去するために、州法を制定した例を、 電線地中化である。 地上電線が危険もしくは妨害になるとして、ポリス・パワーの行使として、 みることができる (第四章第二節⑥)。

る持株会社規制にまで及ぶ論点として、一九世紀に、すでに問題になりつつあった 第二は、 他社株式保有の問題である。米国においては、この問題は、単なる投資規制の問題にとどまらず、 (第四章第三節4) 第五節(3)⑤(人)。 いわゆ

保有者であっても、 供給義務ありとした委員会決定がある(第四章第五節⑶④(Y、C-[21])。

自家発へのバック・アップ電力の供給であり、供給義務規定が州法上存在するときには、

需要家が自家発

したい。 ように考えられていたのか、という問題提示を行った(第四章第五節⑴)が、ここで、一応の結論を述べておくことに (6)・サチ ر ا セ ッ ツ州のガス・電気委員会については、 市場 (企業) 保護に主眼があったのか、 消費者 護はどの

が、 通りである にもあらわれている(同節③③的)。仮に、 の命題を演繹的に適用したものでなく、具体的事情を考慮しつつ、個別に判断したものであることは、 委員会は、 結局は消費者の利益にもつながるとの論理に立っていたように思われる(第五節③①〇、 (第五節③①臼)。このことは、 概して言えば、 ある程度の市場を確保するため、 右のことをもって「消費者サイドでない」と短絡的に称するなら、 料金の判断において、 ある程度の資本力を有する者に地域独占を認めること 原価を回収し、且つ適正利潤を保証するという考え 同②(三)。 もちろん、右 既に強調した

委員会の活動で注目すべきなのは、 供給命令を発したこと、さらに厳密に言えば、公式の供給命令の手続に乗せる前に、 料金引下げ勧告のいくつかの事例 (同節33分) のほか、 供給義務を履行しな かなりの事案を解決し

たこと (同節3)④(ハ) にある。

がら、 ところが、右決定は、右電力会社についての特別州法制定により、くつがえされてしまうのである(同節⑶⑤⑵)。 たのである(第四章第五節⑶⑤⑷)。この決定が、消費者側に立つということについては、誰しも 異 論が ないだろう。 行いうること等を理由として、認められぬとし、その株式取得にともなう負債弁済のための債券発行を認めないとし 対象会社は、その会社の全株主の利益のために行動するのだから、電力会社ならびに需要家の利益と相反する行為を れているかどうかといったことも、審査できるのである。 加えて、 最大の興味を引く事例は、C―〔33〕事例で、会社支配目的での他社株式保有を、 審査できたことは、特筆すべきである。ここにおいて、 新株及び社債発行認可権を有したことにより、 個別各社の財務状況、 たとえば配当が適正かどうか、 事業計画を、 事業 目 的から逸脱し、 減価償却が適正に行わ 個別案件毎とは言いな 且つ買収

先のC―〔33〕事例に象徴的にみられるように、委員会は、その権限を、最大限に行使したとの、 規制よりも現状肯定的であったかどうかの点にあると思われる。委員会が、企業主導型で設置されたにもかかわらず、 般的構図を肯定するかどうか、第二に、仮に肯定したとして(つまり、自然独占を肯定したとして)、具体的事案処理が、 結するのである。 こにおいて、委員会が、その有する権限を最大限に活用しつつも、政治力の前に敗退するという、 したがって、委員会に対する評価の分岐点は、第一に、「競争」ではなく、規制された「独占」という、 目的である」と、 委員会は「最善のサービスを最低で合理的価格で確保するのが〔委員会の〕任務であり、その〔委員会の〕 明確に、 需要家(消費者)利益をはかることが目的だと、ある決定中で述べている(C-[11] 積極的 一つのドラマが完 委員会の一 価が、 唯一の 事例)。 Œ

当ではなかろうか

(第四章第五節⑴参照)。 州の右委員会の権限は、

+

チ I

セ ッ

ツ

現在の各州委員会の権限と、

項目的には大差ないと言っても過言でない

88

ことを、最後に付言しておきたい。

389 ENVIRONMENTAL AFFAIRS 149, 184-5 (1983) は、州委員会の権限として、(4)新規参入許可、(6)地域独占創造の排他的 務変更)の許可の、六点を挙げている。マサチューセッツ委員会は、回は完全に、回回は一部、 提供の要求、(は「公正で合理的な」料金、()社債発行等の財務面規制、 フランチャイズの付与、ゆあるレベルもしくは基準でのサービス提供と、フランチャイズ内での全顧客への差別なきサービス ていたと言えよう。 たとえば、Martin, Problems with PURPA: The Need for Cogeneration and Small Power Production, 11 BOSTON (ザサービス提供不継続(フランチャイズ譲渡ないし業 (のは間接的に、権限を有し

付記 教授 (Prof. Alfred C. Aman, Jr.) にお世話になった (Cf. Cornell Lan Forum, Vol. 12, No. 3, p. 21)。 本稿は、 本稿は、慶應義塾大学から与えられた一九八五年度「特別研究期間」(Sabbatical year) における 研究成果の一部で 一九八五年秋学期に、 コーネル大学 (Cornell Law School) において執筆したもので、同大学滞在中、 エーマン

ある。

(一九八五年一一月一五日、Cornell Law Library にて稿了)